

1 議事日程(3日目)

[平成17年太宰府市議会第2回(6月)定例会]

平成17年6月14日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	武藤哲志 (19)	<p>1. 国民健康保険証に関わる乳幼児と老人医療証の交付について 国民健康保険税の未納者には保険証の郵送はしていないが、税の滞納者世帯の中で、4歳未満児の乳幼児や老人医療の対象者がいれば、本人のみ医療が受けられるように保険証の交付を行うよう要求する。</p> <p>2. 同和行政の見直しについて (1) 平成13年で同和対策は終了したのに、運動団体への補助金交付や制度の実施協議機関となっている筑紫地区人権同和行政推進協議会の解散を要求する。 (2) 福岡県は同和関係に支出する予算の終了を平成18年度と決めているが、解放運動団体の要求に応じ、同和地区の実態調査を平成17年7月1日行うとして各自治体に世帯主名簿提出など2回の説明会を行っている。県下の自治体担当者から、対象者の特定や個人のプライバシーの侵害などとの意見が出て、県は強制はしないものの、各自治体に実施を求めており、太宰府市は実態調査しないとのことであるが、回答を求める。また、県の補助の廃止後の対応について回答を求める。</p> <p>3. 文化・社会・生涯活動の育成について 公共施設使用料の減免廃止を平成17年3月の当初予算説明の中で受け、議会で異論となり、市は関係団体に説明し理解いただき、10月から実施とのことだった。市民団体では減免制度廃止は、文化・社会・生涯活動ができなくなることから、中止を求めて要望書や署名活動が行われているので、減免制度を今までどおり実施していただきたい。太宰府市は社会教育団体への補助金が4市1町で一番少ない自治体である。今年度から市民は増税負担が大きくなり、大変な中なので、市民サービス向上と公共施設の開放と使用料の引き下げを行うべきと要求する。</p>
		<p>1. 太宰府市の震災対策(発生時の対応)について 西方沖地震の教訓を活かしたあらゆる角度からの方策を伺う。</p>

2	岡部茂夫 (18)	2. 国立博物館開館とゆめ・未来ビジョンについて 夢に終わらせないための「いつ迄に」「誰が」「どんな方法で」を明確に。
3	安部陽 (15)	1. 散策路(藍染川)について (1) 藍染川の埋め立ては、施政方針のまるごと博物館構想と矛盾する。その考え方について (2) 散策路(藍染川)の文化財保存計画での位置づけについて (3) 散策路の概念について (4) 藍染川の工事内容について (5) 親水性を持たせる藍染川構想について 2. 体育施設減免処置、健康づくりの見直しについて (1) 月曜休日、減免廃止に伴うメリット、デメリットについて (2) 医療費半減に対する考え方と今後の政策について 3. 機構と勤務評定について (1) 人事配置と仕事の見直しについて (2) 昇給、昇格の基準と適材適所の配置について
4	橋本健 (4)	1. 公共施設使用料減免措置廃止の事前説明について 本市では「スポーツと文化の振興」を唱えながら、減免措置廃止については混乱を避けるため、まず、体育協会・文化協会・補導連絡協議会などへの事前説明を実施後、決断すべきだったのではないかと考えるがいかがか。 2. 今後の地震対策について これまで他人事だった地震。3月20日に襲った福岡県西方沖地震は、誰もが身を以って恐怖を実感した。再び起きる可能性もあり、本市の体育館など避難先の建物の安全性は確保されているのか。その対策について伺う。
5	小柳道枝 (12)	1. 生涯学習推進について 平成15年9月まで生涯学習の取り組みが活発に展開されていたと思われるが、所管の変更後の現状とその取り組み、本市における総合的な生涯学習の推進、施設整備等の体制の確立の考えと今後生涯学習に関する全般的な施策、また具体的な考えを伺う。 2. 観光地のトイレ整備と管理について 10月15日九州国立博物館が開館し、多くの観光客が見込まれる。観光地等のトイレ整備と管理は、観光戦略のひとつと考えられるが、今後の整備と管理について伺う。
6	山路一恵 (11)	1. 地域福祉計画について 地域との協働をどう進めていくのか。 2. 防災について

地震を含めた防災対策の見直し、被害者救済支援策の考えを伺う。

2 出席議員は次のとおりである（20名）

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員
7番	不老光幸	議員	8番	渡邊美穂	議員
9番	大田勝義	議員	10番	安部啓治	議員
11番	山路一恵	議員	12番	小柳道枝	議員
13番	清水章一	議員	14番	佐伯修	議員
15番	安部陽	議員	16番	田川武茂	議員
17番	福廣和美	議員	18番	岡部茂夫	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	村山弘行	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	地域振興部長	石橋正直
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
建設部長	富田讓	上下水道部長	永田克人
教育部長	松永栄人	監査委員事務局長	木村洋
総務部次長	松田幸夫	地域振興部次長	三笠哲生
健康福祉部次長	村尾昭子	総務課長	松島健二
行政経営課長	宮原仁	財政課長	井上義昭
納税課長	児島春海	地域振興課長	大藪勝一
まちづくり企画課長	清本保正	観光課長	木村甚治
市民課長	藤幸二郎	人権・同和政策課長	高田克二
福祉課長	新納照文	国保年金課長	木村裕子
保健センター所長	木村努	建設課長	武藤三郎
まちづくり技術開発課長	大江田洋	上下水道課長	宮原勝美
教務課長	井上和雄	学校教育課長	花田正信
社会教育課長	志牟田健次	文化財課長	木村和美

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 白石純一

議 事 課 長	田 中 利 雄
書 記	伊 藤 剛
書 記	滿 崎 哲 也
書 記	高 田 政 樹

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておとおりです。

議事に入ります。

本定例会での一般質問通告書は12名から提出されております。

そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定しておりますことから、本日14日及び明日15日とも各6人の割り振りで行いますのでよろしくお願いたします。

~~~~~

日程第1 一般質問

議長（村山弘行議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

19番武藤哲志議員の一般質問を許可します。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 通告いたしております3項目について市長に回答を求めます。

初めに、国民健康保険証を滞納世帯でも乳幼児と老人医療証の交付について質問いたします。

現在、国民健康保険証を配達記録郵便で交付していますが、滞納者には別途通知書を持って市役所においでくださいと督促通知していますが、この不況、払いたくても払えない世帯が増え、国民健康保険税の滞納総額は4億957万円を超えています。特に、滞納納税相談件数は特別徴収を含めると1,172世帯となっております。

太宰府市は市税、国保税の徴収率は県下の自治体では5位ですが、今年度より税制の改悪で配偶者特別控除、老年者控除の廃止で、市民税、国民健康保険税、介護保険料など、市民の負担は大変になることは明らかであります。その結果、滞納が増加する予定であります。国民健康保険に対しては、国の補助金は少なく、その結果、所得割、均等割、平等割で課税され、所得が200万円程度で約年間の保険税は20万円近くなり、所得の少ない世帯は大変な負担であります。その結果、滞納額が年々増加していますが、所得の少ない世帯で滞納していても乳幼児医療、老人医療が使用できるよう本人のみ健康保険証の発行をしていただきたいが、このことについて回答を求めます。

次に、同和行政の見直しについて質問をいたします。

平成13年で同和対策は終了しましたが、筑紫地区人権同和行政推進協議会は人権より同和行政を優先する協議機関的で法的権限のない組織として、4市1町の市長、町長、各自治体の部

課長で同和行政の補助金支出協議を32年間続けてきています。以前、明らかになった運動団体の確認書に基づいて補助金の支出割合を均等割、平等割で協議していた点を、私は再三指摘した結果改善されましたが、法の終了後も解放運動団体の要求に対し協議機関となっていますので、協議会は解散すべきですが、このことについて回答ください。

同和行政の2点目の問題として、平成17年3月17日の福岡県議会で竹下人権・同和対策局長は、「平成13年度で地対財特法が失効したことを受け、県は同和対策事業を全般的に見直しを行ったが、配慮すべき事項について5年間の暫定期間を設けるなどを行ってきたが、平成18年度ですべて廃止し一般対策に移行する方針を堅持する」と回答しましたが、その一方で教育、雇用、産業の3分野に限り、実態調査を7月1日各70自治体より対象名簿を提出いただき、地元精通した協力調査員を推薦して実態調査を行いたいと各自治体の担当課に説明を2回開いています。各自治体より世帯主名簿提出など、対象者の特定や個人情報保護法、プライバシーの侵害などの意見が出て、県は強制しないが、実施を運動団体の要求に応じて行おうとしています。太宰府市は以前実施しているので、今回は県の指導に応じないとのことだが、事実か回答を求めます。

また、福岡県は平成18年度、国に遅れること5年、旧同和地区特別対策を終息させると回答していますが、太宰府市は今日まで同和対策として42業のうち廃止1事業、一般対策移行1事業、県補助事業8件、市単独縮小は25事業、廃止は10事業を行っていますが、補助金、給付金、これは市民の税金で6,000万円を超える支出が今年も続けられています。今後の方針と対応について回答を求めます。

最後の質問は、太宰府市民の文化、社会、生涯活動を育成する行政責任があると考えられますが、市は公共施設を指定管理者制度に移行を含めて補助金の縮小を考え、公共施設使用料の減免廃止を実施しようとしています。今年の3月の予算特別委員会で各議員より異論発言が出されました。その結果、市は運動団体に説明し理解をいただき、10月より実施したいとのことですが、現在文化、社会教育団体をはじめ市の協力団体より、減免制度中止を求める要望書や減免制度中止を求める署名活動が取り組まれています。市の減免制度がなくなれば、文化、社会、生涯活動は停滞が考えられます。特に4市1町で市民活動に対する補助金は少ない上に公共施設の使用料は高く、今後各団体、市民の負担は大変ですので、今までどおり実施していただきたいので回答を求めます。

また、市は3月議会以降、各団体に説明を行って理解いただきたいとの報告をしていますが、その内容を報告してください。

再質問については自席で行います。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 国民健康保険証にかかわる乳幼児と老人医療証の交付についてでございますが、市長の回答をということでございますが、私の方から回答させていただきます。

国民健康保険証が未交付の世帯につきましては、交付するための納税相談においていただくようにお知らせをいたしておりますが、連絡がなく全く接触できない世帯には保険証を交付できない状況がございます。その世帯に老人や乳幼児の方が含まれる場合の対応につきましては、納税相談の中で納付できない事情等を詳しくお聞きする中で、家庭の事情に配慮しながら適切な対応を心がけていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 大変簡単な回答で、ありがとうございます。

なかなかその、私の質問した趣旨についてですが、現在この太宰府で納税相談、先ほども言いましたように、大変な1,172世帯も払えない。特に、先ほども言いましたように、所得が200万円そこそこで20万円の健康保険税、しかも延滞すると大変な延滞額になるわけですが、はっきり言って、もう2年、3年すると100万円近くもなれば当然納税相談といって来たからすぐ健康保険証を、はい、渡しますということにはならないと思うんですよ。そのために誓約書を書いたり、それなりに1か月とか2か月の短期保険証が発行されてるわけですが、現在短期保険証153世帯、資格証明書が25世帯というふうに報告を受けておりますが、そういう状況の中で、相談に応じて、そういう乳幼児や老人医療の方があれば、直ちに、わかりましたという形で発行していただけるんですか。

こういう6月1日の西日本新聞に、あなた方も読まれたと思うんですが、特に今、国民健康保険者の少なくとも57%近くは年金暮らしの方が中心で、そして零細企業の方が20%、農林水産業とかあるんですが、もう国民健康保険の加入状態の全部が大きく変わってきている。リストラされて、昨年の収入の多い方が国民健康保険にも入ってくるわけですが、そういう状況の中でほんのわずかな今の対象者ですが、短期保険者の中にも、それから保険証の未交付者の中にもたくさんあると思うんですが、そういう納税相談というのはどんな相談ですか。やっぱりこう、誓約書を書かせる、そしてそれが誓約書を守らなかったらもう出さないということで資格証明書を出していったるようですが、納税相談の実態は、ちょっと問題がありまして、健康保険証の発行はやはり国保年金課でやる。税金の徴収は、はっきり言って納税課や特別収納課がやる。この窓口が別々で、だから、こういう滞納問題については、やはり窓口の別々といったところにも問題がありますが、今回答は簡単ですが、そういう滞納者に対する、私は、家族が4人おったら4人とも全員に健康保険証出さないじゃなくて、少子高齢化という中で滞納者の中にせつかく4歳未満まで医療費の無料化をしましたと。お年寄りが安心して病院に行けるように高齢化、世の中を今日つくっていただいた方々のお年寄りのために老人医療証、乳幼児医療証と老人医療証があったって健康保険証がなかったら病院へ行けないわけですが、こういうものを含めてもう一度回答をいただけませんか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 健康保険制度、医療制度はどんな努力をしても維持をしていかな

ければならない大切な制度であると考えております。

その中で約3割の方が老人医療保険対象者でございます、また乳幼児医療者もでございます。保険証未交付世帯は5月31日現在のところで老人医療世帯が8世帯、4歳未満の乳幼児世帯が3世帯ということになっております。こういった中で納付が困難という方の場合は、議員さんがおっしゃいましたように、国保の窓口あるいは納税課の窓口でご相談をいただきながら、短期医療証あるいは資格証という形の中で対応させていただいております。また、その納税相談は、やはりどうしても生活が困難である、税金が払えないというご相談でございますけれども、実際に医療機関に緊急に駆け込まなければならないというようなご相談があればその旨のご相談というところで個々に対応を行っているということになります。しかし、今のところ、そういったケースは今現在ほとんど聞いておりません。税が納めにくいというご相談というところの中で、資格証あるいは短期医療証という形で対応させていただいておりますが、それぞれ個々の事情がおりだと思しますので、またその件につきましては、その都度それぞれのご家庭に合った対応をさせていただくというふうに考えておりますが、ただ一律的に納付をしなくても健康保険証を交付するということは今のところ考えておりません。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） だから、その滞納世帯が太宰府であって、もう大変な金額になっている。それを支払いなさい、分割納付しなさい、そうしないと出しませんよという形で資格証明書や短期保険証を出しておるわけですが、さっき回答いただいた中で、現在286世帯450人の中で、その中でお年寄りのおられるのはたった8名だと、それから、4歳未満がいる世帯は3名だと、保険証の未交付ですよ。ただし、短期保険者、それから資格証明者の中にもはっきり言ってお年寄りの方や4歳未満の方がいるんですが、やはり納税相談や保険料を納めないと分離した健康保険証は一切発行しないということなんですね。だから、私が言ってるのは、本人だけでもそういう思いやりのある行政はできないんですかと、こう言ってるんですが、担当課としてはできない。

ただし、納税課としては、そういう状況で納税相談に来たときには、どういうふうに考えてるんですかね、納税課の方は。あくまでも国民健康保険の窓口からそういう状況、あなたの方が一番大変苦労されてると思うんですよ。太宰府市の、はっきり言ってこの収納率というのは県下の中でも5番目ですから、大変すばらしい税金の徴収率。滞納のあるところというのは、特に30%近く当年度の国保税が徴収できない自治体もあるようですが。まず窓口として2つの窓口で論争していくということにはなるんですが、分離はできないのかどうか。納税課ではどういう実態でしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） この健康保険証の未交付という一つの問題なんですけども、この保険証を未交付にするまでの、いわゆる経過といいましょうか、担当納税課あるいは特別収納課の

職員が日々そういう滞納者に対しまして、まずは電話で、あるいははがき、文書、それから夜間、夜、昼含めて家庭を訪問して徴収、納税相談を受けるという長い時間をかけて、そして最後には分納相談という流れの中で納税誓約書を書いていただき、お互いに信頼関係の中でそういう納税相談を行った結果で、最終的には先ほど福祉部の次長が申しましたように、全然そういう誓約書に対しての、いわゆる誠意が見られないと。全く連絡もなし、行方もわからないというような方が最終的にはこういう未交付という流れになっております。しかし、私どもも徴収の担当といたしましても、そういういろんな生活苦も含めて家庭の事情がございますので、それら誓約書も書いていただいておりますけども、その中でも誠意をもって対応をさせていただいております。少しでも納めていただければ、そういう事情に関して短期保険証を交付したりというような方法を重ねて今までもやっております。ただ、窓口が違うというふうにおっしゃいますけども、そういう滞納をされてる方については、当然賦課をする健康保険の担当の方と私どもの徴収の担当は常に情報を、いわゆる連絡を取り合いながら対応をしておりますので、現状のままでできるだけ少しでも納めていただくような努力をしていくというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） だから、そのあくまでも納税相談でそのときに幾らか入れるかどうか、次入れるからという形で誓約書や確約書を書いてしないと保険証を出さないという状況ですが、あなた方は国の方針をそのまま2月15日に国の健康保険局長名で各都道府県の民生局、所管あてに文書が出されて、その文書を見ますと、具体的に収納率の低い自治体では徹底した収納を上げるようにとか、口座引き落としが40%以上になるようにとか、コンビニで税金が払えるようにとか、こういう状況、そして都道府県ではその専門を派遣して指導するとかという通知文書がありますが、その中に、やはり国民健康保険税が払えないということは、より一層病気を悪化させて、そして医療費がかさむ状況になるということも考えられるわけですよ。診療機会を奪うことになるわけですが、こういう通達の中で一面では、まず担当課は納税相談もあるでしょうが、国民健康保険の払えないこの世帯、はっきり言って1,100を超える世帯があるわけですが、実態を窓口だけではなくその被保険者の資産や収入状況を把握して、そしてこの健康保険税が払えない場合には生活保護の申請を勧奨しなさいという文書がここに来てあるわけですね。だから、窓口で納税相談っていうのは、見ておりましたら、いつも本当、トラブルですよ。大変な仕事と思います、担当課を見ておまして。だから、そういう状況もあるんですが、あなた方が窓口の中で、太宰府市の国民健康保険税、今健全な、はっきり言って収納率の高い状況ですが、そういう状況の中で言うこととすることが違う。少子高齢化、21世紀をいっておりますが、それでもやはり未納者には分離した健康保険証の交付はしないと、こういう幹部会議の決定ですか。時間も余りとりたくありませんが、市長、私は余り大した数じゃないと思うんですが、せっかくあなたが4歳未満まで乳幼児の医療費の無料化をやりました。それから、70歳以上のお年の方もいるんですが、市長自らそういう対象者だけには本人の医療

証を交付しなさいと。今のところ、先ほど次長が回答した世帯としてはお年寄りは8人、4歳未満は3人ぐらいですが、滞納世帯にもありますが。この辺、市長としては、やはりあくまでも滞納の部分の解決、誓約をしないと出さないのかどうか、最後にちょっとこの問題をお聞きしましょう。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） ただいま、国民健康保険の保険証の発行の問題、いわゆる滞納の問題あるいは手続の問題等のご指摘でございますが、担当部の方からただいまご回答申し上げましたように、滞納に至る、未納に至る原因等々につきましては十分事情等を聴取した経緯がございます。そういう経過の中で、無条件で未納者に発行するというものはいかがかと考えております。したがって、十分皆様方の特別の事情等をご相談いただきますと同時に、生活が本当にできない場合の救済措置等々につきましては、同じ保護の方で十分検討連絡ができるわけがございますので、そういうものを含めまして今後とも慎重に対し、できるだけそういう困った方々に対する適切な措置につきましては努力してまいりたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 一度その市長も現場の窓口でどれだけ苦労されてるのかも、ちょっとやはり実態の報告を受けられたらいいと思うんですよ。本当に大変だと思います。そういう状況の中で、減免制度というも余り活用できないというか、こういう状況ですが、こんな状況の中で全国ではいろんな公私の扶助を受けてる減免制度を、こういうものをつくったりしながら配慮してるわけですが、もう少しこういう制度的なものを活用して、しかも納税しやすいように、今のこの滞納額が、大変努力はしていただきますが、累計すると5億円を超え6億円近くになる。これはもう実態ですので、今後またこの問題については質問いたします。

2点目の問題について回答を求めます。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） それでは、2点目の同和行政の見直しについて。

市長へのご質問でございますが、まず私の方から回答させていただきます。

筑紫地区人権同和行政推進協議会につきましては、筑紫地区における同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を図ることを目的に、人権、同和行政の推進に関する調査、研究、協議を行っております。

地对財特法は終了しましたが、これは国として財政面での法的特別措置を終了したものであり、同和問題が解決したわけではありません。こうした同和問題をはじめ、女性問題、身障者問題など、あらゆる人権問題解決のため4市1町の共通課題の取り組みとして必要と考えております。

次に、平成17年度同和地区生活実態調査につきましては、本年1月末に県人権・同和对策局主催による市町村課長会議が開催され、その中で今回の調査目的や県の考え方など、概要の説明がありました。県からの説明を受けまして、今回の調査については本市が平成13年度に実施

した同和地区の生活実態調査及び住民意識調査から3年数か月しか期間が経過していないことから、調査を受ける側の地区住民の心情を配慮する必要があることなどから、今回の調査は辞退をさせていただくことで県に報告をしております。

次に、県補助金の廃止後の対応でございますが、県では法失効後の同和対策事業全般の取り組みについては、5か年間の暫定期間を設け、廃止または一般対策に移行をしていく方針と聞いておりますので、県の推移を見ていきたいと思っております。また、これまで、平成13年6月から市独自で40回に及ぶ同和対策事務事業評価検討会での見直しを行っておりますので、事業の廃止や縮減、また一般対策への移行など、その方針に基づいて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 今、部長が言った内容ですが、はっきり言ってこの筑紫地区人権同和推進協議会を見ますと、目的は同和行政推進、こういう状況になっておりまして、第3条も同和行政の推進に関する調査、研究、協議を行う。そして、市長、部長、課長でやると、こうなってるわけですが、今言いましたように、障害者とかそういうあらゆる人権という問題についてあるならば、はっきり言って同和というのはもう平成13年でなくなったわけですから、筑紫地区人権推進協議会ならわかりますよ。ただし、この要項は何の法的拘束力のないままに同和行政を推進する推進協議会、こういう状況でしょ。こんなものは要らないでしょう。それから、太宰府市の例規集の中にある、これは太宰府市の例規集で拘束力のある中でも、本当にもうはっきり言って見直していただきたいのは、太宰府市同和対策審議会条例、昭和51年につくっておりますが、これが生きています。太宰府市の人権同和政策基本策定委員会という条例は平成15年3月26日、訓令第1号だとか、太宰府市同和対策推進協議会規定、これは平成9年6月。こういう同和地区扶助支給規則、太宰府地区、同和地区自己負担医療費等支払い貸付規定、もう本当こういうこの部分で見ますと、ある一定、同和という名前を消してるのは人権センター使用料管理規則、こういうものになってるわけですが、ある一定、同和同和というやつを例規集の中にも堂々と入れている。こういう状況の中で何の権限もないのにそういう補助金を出すために推進協議会が、市長や助役が集まって協議をしてる。40回にわたって見直ししてきたがと言うけど、いまだにまだ生きてるものはたくさんあるわけですから。だから、こういう状況の中で、やはりこういう推進協議会があるばかりに春日市や大野城市については毎年1,500万円近くのお金を解放同盟や全日本同和会に支出をせざるを得ない。だから、もうこういうものをなくしたら協議する必要もない、独自性を持つことになるわけだけれども。足並みをそろえるような法的拘束力のないこういう規約、団体でいう申し合わせ事項は廃止すべきじゃないですかと私は言ってんですが、やっぱり必要ですか、これ。

議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 先ほど申し上げておりますように、同和問題をはじめという形の中

でこの規約はなっております、いわゆる人権という大きな広がりの中になっております。

先日5月31日にこの協議会の総会がございまして、たまたま私も出席をさせていただきましたが、そのときには男女共同参画の話でありますとか、在日朝鮮人の関係の話だとかって話が出ておまして、そういうふうな4市1町の共通の課題でありますところの部分の人権問題、それは同和問題をはじめとして同和問題からの広がり、同和問題の市の解決を図っていくことでそういう広がりをつくっていくということでの取り組みではないかというふうに理解しておりますので、引き続きこの協議会は必要ではなからうかというふうに理解しております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 国は同和対策を終了させて、早う言えばその運動団体にさえ人権と、こう言ってるわけですよね。それから、ここにあなた方の代表者も行かれたと思うんですが、この定期大会の議案書がありますが、この議案書の中にも運動団体自らが、早う言えば、今までのこういう自治体の補助金についても見直しをしなきゃいかんという文書も入ってますよ。あなた方の手前に資料があると思うんですが。こういうその運動団体自身も反省をし得る状況の中で、あなた方はいつまでもこういう大変な一般財源を入れるのかどうか。

ここ読んでみますと、「部落解放運動を目指す部落差別解消の闘いの中で、物とり主義を廃し、社会性や正当性を持った扶助、補助金制度のみを活用し、一般対策へ移行を視野に入れた闘いを展開していきます」と、こういう文書なんです。あなたも目を通されたと思うんですが、やはり物とり主義を廃するという、やはり私はこの人権問題の中で、大変生活が困窮してる方については必要と思いますよ。それは一般対策移行後、どの市民もそうなんですが、こういう規約、法的拘束力のない中に4市1町の代表者や部長、課長が集まって、人権の名による補助金の支出を行ってる。これは拘束力がないわけですから廃止をなささいというけど、あくまでも回答は同和の問題を全面に出しておきながら、一方では障害のある人、外国人問題などに物事をかえてくるところに問題がある。だから、以前指摘してこの推進協議会をトンネルに、はっきり言って運動団体にお金を出してた。今度はそのお金を出す均等割、平等割や補助金をどう少なくするかとか、協議をする団体になってるが、そういうものは必要ないと思ってる。ところが、あなた方は必要と言うが、内部検討を一つ一つしていただきたい。また、再度質問します、時間も余りありませんから。

実態調査は平成13年に行ったから今回はしないということについて、評価はします。そういうものはですね、本来すべきでないわけですから。ところが、まず先ほども言いましたように、やはり太宰府では様々な制度があります。こういうものを40回も行ったということですが、もう国は終わってますが、福岡県は暫定的に5年間行ってきた。ところが、平成18年度で一切行わうわけですが、現在ある制度を先ほどの部長の回答では県の推移を見るということですが、この問題については、助役の方がいつも担当されてるようですが、大変あなた方も努力をされてるようですが、これだけ40事業、そして廃止は10で、あと残りはまだありますが、こう

いう部分については今後どういう形で県が一切補助金も出さなくなる、そういう場合についてはどう対応するんですか。あくまでも市民の税金を、6,000万円近くを毎年毎年出していくわけですか。その辺をお聞きしておきます。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） 私ども、この地域改善対策同和事業につきましては、昭和40年の同対審答申、それから昭和44年に特別措置法ができました。ただいまご指摘されておりますように、特別措置法は平成13年で終了、確かにいたしました。この特別措置法の意味合いは緊急かつ一般の例に比較しまして、特別の措置を講じなければ抜本的な改革はできないと、こういった考え方のもとに、いわゆる一般に優先する特別法として今日まで、平成13年までその措置を背景として、いわゆる差別の解消に向けて行政的に努力してきたというような経緯がございます。

本市にありまして、平成13年から41回にわたりまして、この失効に伴っての見直しを行ってまいりました。同和問題の解決に、本当にこの平成13年までの四十数年間が同和問題の解決に本当に役立ててきたかどうかというな、こういった視点、あるいは真に地域住民の皆さん方の自立の向上に役立ってきたかどうかというようなこと。それから、この同和対策事業等については、国の措置があるとはいえ、やはり市民の税によって賄われておると。そういった中においては、やはり市民の理解と共感、支持が得られておるかどうかと、こういった視点。あるいは、今私どもが行っておりますあわせて事務事業の評価、施策評価、あるいは政策評価と、こういった観点からもこの評価を進めてまいっております。

それで、今、議員の方から指摘のありましたような形で廃止すべきもの、あるいは修正をし、あるいはこれもまた一般対策として残すべきものと、こういったことに分けまして、今、整理を行っておるところでございます。

基本的に押さえておかなければならないというふうに思っておりますのは、この特別措置法の終了が、いわゆる同和問題の解決を意味しない。そこにやはり弱者であります人権の問題、困ってある方々、あるいは就職、あるいは結婚の際にまだまだそういった厳しい状況、現実があるというふうな状況を顧みますと、そういった事象が本当の意味において人権の意識の中で解決するまで、やはり行政的な責任は放棄できないと、このように思っております。そういった中におきましても、今の3つの視点でもって、私どもは一般施策の面から、これは対応していかうというような考え方でございます。

今、お尋ねの県の補助等が、これは切れた場合についてどうするのかと、あわせて私どももこの問題等については熟慮中といいましょうか、廃止あるいは継続に向けた、今見直しをかけたところでございますので、基本的に県の補助金云々ということもありますけれども、同時期にそういった事象等についても解消すべく努力をしていきたいと、このように思っております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 私もその長い間こういう問題について議会でも論争もしてきました

し、30年近く見てきましたが、本当に混住率はもう本当にすばらしいものですよ。本当に混住率や、そして大変な市民の税金を投じて地域改善事業を行いまして、立派な道路もできました。こういう状況ですよ。そういう状況の中で、今年の予算審査の中で、大変お金がないからぜひ、次の質問にも入りますけど、お金がないからといって何でもかんでもちょっと大変削ってきたでしょう。ところが、ここだけはさっきも言うように、大変なお金を特別に使ってる。ただし、今言いましたように、いろんな問題が出てきたりすると、これは一般の方々も同じですよ、結婚問題であれ就職問題であれ、そういうリストラだとかっていうのはですね。だから、やはり一般対策に国がしなさいというふうに言ってきたのは、一般も同じだと。特定の人だけにそういうことをしなさんと言って5年前に法律がなくなった。そして、その間猶予を持ってきたわけですが、この調子だとずっと同じことを繰り返す。特別扱いすること自身が行政として問題ですよ、あなた方が差別をつくり出すこと。だから、私は先ほども言うように、例規集や規則や訓令や協議、規約を一切見直して、同和という字を一切全部外してしまう。これが行政の責任で今全国でやられてる内容ですが、太宰府はそういうものをいつまでも続けようとするについては内部検討をしていただいて今後の方針を明確にするように、次回に質問します、あと16分しかありませんから。この問題については、この場で論争して解決する問題じゃありませんから、次回にさせてください。

それじゃ、最後の回答を求めます。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 文化、社会、生涯活動の育成についての質問について、市長からの回答ということでございますけども、まずは私の方からご回答申し上げます。

なお、多少長くなりますがお許し願いたいと思います。

本市の財政状況はご存じのとおり、経常収支比率の急騰が示しますように硬直化が一段と進行しておりまして、今後の少子高齢化等の新たな行政需要への対応が困難となってきております。

このような状況におきまして、経常経費の徹底した削減はもとより、事務事業全般にわたる見直しを行うことによりまして現状の打開を図りたいと考えております。

ご質問の公共施設の減免廃止につきましても、このような財政状況に伴う見直しの一環として行うものでございます。

現在、公共施設の減免につきましては、市条例の規定を受けまして規則で定めておりまして、障害者等につきましては2分の1、小・中学生については2分の1から5分の4の減免を行っております。また、体育協会及び文化協会等の会員につきましては特別な理由があるものとして、申し合わせによって長期間にわたり10分の10から2分の1の減免をしてきたところでございます。

今回の見直しの観点といたしましては、受益者負担の原則から一般利用者との公平性を図るということ。2番目に、今回地方自治法の改正がありまして、指定管理者制度の導入に伴いま

して指定管理者が利用料金を収納するようになります。そうしますと、そこに人為的に減免があるというふうになりますと、非常に指定管理者制度の趣旨を阻害いたしますから、そういうふうなことがないように明確に料金を制定しようと、そういうふうな考え方でございます。

3番目に、使用料収入は使用料収入として全額収入していただく。しかし、育成団体のための支出については補助金で支出をする。要するに、収入支出とも見えるように予算化することで議員の皆さん、あるいは市民の皆さんがわかるようにしたい、透明性を図っていこうというふうな考え方を持っております。

4つ目が、今般、事務事業評価の導入を図っておりますけども、これによりまして、収入をはっきりすることによりまして、あるいは支出が見えるようにすることによりまして、費用対効果がわかるようにしようと、そういうふうな料金体系にしようというふうに4つの視点を持って今後やっていきます。

今後は、障害者、小・中学生につきましては経済的あるいは教育的観点から、現在の減免をやっているものを条例で金額として定めていこうというふうに考えています。減免した後の金額を参考に条例化しようというふうに考えております。体育協会及び文化協会等の会員につきましては受益者負担の原則から、無料から2分の1というふうにしていた使用料を一般市民と同様の負担をお願いするように考えております。そして、均衡を図ろうというふうに思います。

しかしながら、この体育、文化の団体につきましては、市の、それこそ体育、文化の振興の観点から必要に応じた、やはり支援は必要であろうと思っております。今まで、会場使用料については無料から2分の1だったんですけども、一定の補助を、必要な補助をしていこうと。それも皆さんの方にお諮りしながら、これだけの補助をしますよと。会場使用料についても同じように補助を考えております。

なお、先ほど言いました4つの視点から、今後は市及び教育委員会が主催する事業については、今は全額免除というふうになっておりますけども、これもやはり大きな事業をするときには、市が事業をする場合においても費用対効果を見るために、やはり支出として使用料収入を上げていこう。そして、費用対効果がどうであるかということを検証していただくこと、そういうふうなチェック機能を果たそうというふうに考えております。

そういう観点で、説明をしたつもりでございますけども、各種団体にはこのことを1月か2月にかけて一定の説明をいたしておりましたけれども、これらの趣旨が関係団体の方に十分に伝わらずに今回まで来ておりまして、減免による一つの優遇措置の存続ですかね、を求める声が寄せられてきたところでございます。まだ、理解が十分というふうに思っておりませんので、3月議会後も、あるいは今後も施行日までには十分に理解を求める努力をしていきたいと、そういうふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 時間がなくなりましたが、今のあなたの答弁を聞いておりまして、本当ちょっと怖くなりましたね。やはり、公共施設を民間に、指定管理者制度として指定をして

いく。その指定管理者制度の趣旨に反するから利用料を、やはり廃止をして全額負担をしてもらう。ただし、小・中学校の利用については条例である一定の半額、体育協会、文化協会、様々な団体は指定管理者制度に基づいて、やはり全額使用料を払ってもらうが、補助金を支出してるので、そういう理由になるということですが、太宰府の文化協会に対する、体育協会に対する補助金4市1町比較してみましたら、太宰府はたった200万円ですよ。春日市1,635万6,907円、大野城538万7,000円、筑紫野市381万円、那珂川496万8,800円。太宰府は何ですか、たった200万円じゃないですか。これで、様々のここに資料をいただいておりますが、この中からその体育施設を使うたびにお金を払ったたら、さっきも言うように何もできなくなる。指定管理者制度にしたらお金を払わなきゃならない、減免は認められないというのは、大変な問題ですよ。私ども、そんなあなた方の態度ならばねえ、9月議会ははっきり言って請願とか陳情されてますが、こういう減免制度を実施しないような議決をしますよ。あなた方、どれだけ説明して納得させてきたんですか。ここにある、これだけの団体、100%減免されてる団体が全額お金を払う。50%のところもあります。30%もある。これだけ厚い太宰府にある文化協会、体育協会やら様々な団体が、やはり社会教育活動、文化活動、生涯活動してるのを全部廃止されたら大変なことでしょう。そのことを考えて、ほんの今の部分についてもう少し文化活動や社会活動、教育活動をするために配慮するべきじゃないですか。まさかあなた方の口から指定管理者制度の趣旨に反するから減免を廃止するなんて、こういう回答を、以前から私どもに説明しなさい。そしたら、私どもはこういう指定管理者制度については賛成しませんよ。どうですか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 体育協会、文化協会等についての重要性というのは認識しております、敵対するという考えはございません。やはり、援助、育成あるいは支援をする団体だというふうに考えてます。

今の補助額の金額は申されましたけども、それとは別に会場使用料についての全額支払っていただきますけども、その中で会場使用料についても一定、必要に応じてさらに上乘せして支出をします。それは、皆さんと同じように相談しながら、どれだけするのかということはまだありましようけども、そういう考えだということです。今の補助金の中から出しなさいということではございません。

それから、指定管理者制度に支障があるからということじゃなくて、やはり私たちもこの減免制度については非常に不明確なんです。減免することはできる、市長が認めた場合に減免することができるだけなんです。担当者によっては、この人は減免しない、この人は減免しようということは、はっきり明確でないもんですから恣意的になる場合でもあるということに考えてます。ですから、その方については、すべて収入は一般市民と同じように取っていただく。そして、必要に応じてやはり公益性があるという場合については、皆さんの許可をもらいながら支出の方でその部分は援助する、補助をする、そういう仕組みの方が非常に恣意的じゃなく

て透明性がある、公平性があるんじゃないかというふうに考えてます。

先ほどは、減免制度のお話がありましたけれども、例えばこの財政事情が苦しい中で、ちょっと長くなりますけども、北谷運動公園の例をちょっと出してよく説明するんですけども、北谷運動公園は今1時間当たり野球場を使うと1,000円で使えます。2時間使いますと2,000円です。大体2,000円ですが、野球をするときには10人ずつはいるんですね。そうすると1人100円です、1回汗を流すのにですね。それを今半分にしてますから、50円です。大人の人が使う場合に50円あれば2時間ゆっくり遊べるんですね。そういうことで、じゃあ維持管理をそれで賄ってるかといいますと、大体100円払ったら300円はだれ、使わない一般市民の方が負担してるんですね。それを……。

議長（村山弘行議員） 続けてください。

総務部長（平島鉄信） そういうことから、減免は一般市民と同じようにまず払ってくださいということでお願いをして、必要であればやはり体育の振興という、かわる重要な課題を担っていらっしゃいますので、その分については必要に応じて補助をしよう。そういうふうな制度で、皆さんにわかりやすい制度にしていこうということですのでご理解をしていただきたいと、そういうふうに思います。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 長々とその答弁、あなた方ね、私ももういろんな資料を引っ張り出しましたがね、平成7年にこの太宰府の文化振興に関する意識調査まで出してきました。本当にお金をどのように使うかということと、文化や社会、生涯活動をどれだけ市が援助するかという、あなた方がつくった基本方針ですよ。それを、はっきり言って守らないっていうか、そういう状況ですが、それじゃあ今減免してるいろんな部分精査して、そして今のわずかなお金しか出しておりませんが、これだけあなた方が出してきた減免してる団体にそれだけ活動できるような補助金を出してあげるのかどうか。たった今、体育協会で200万円で、そしてこの体育協会に入ってるいろんな様々な方が利用料を払うと大変なことになるわけですが、そういう補助金を大幅に引き上げるのかどうか、その辺はどうなんですか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） ただいま北谷運動公園の例で申しましたように、これを使う場合にはだれかが払わなければ使えないんですね。使う人が払うのか、使わない人が払うのかっていうことですから、私たちはもう少し使わない人が払わないでいいような制度に少し皆さんにお願いをしたいということが一つです。

使用料の値上げが、じゃあ今後あるのかなのかって言いますと、先ほど言いましたように、やはり平均的に太宰府市全部の公共施設の使用料と維持管理を比べた場合は今20%が使用料収入でございます。あと80%は一般市民の税金で賄ってます。これはこれでいいのかというのは、やはり執行部の方からこの議会の側の皆さんに今度資料を提言して、やはりこれでいいのか、もう少しどうかするのかということは今後提案となると思いますけども、今の時点では

それをどうするというの具体的な考えは持っておりません。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） もう残り時間2分になりましたが、あなた方の発想が違うんですよ。こういう不況の中で、やはり社会教育施設や様々な生涯学習や文化活動するために、今こそ本当に利用率を高める。

大体、公共施設でもうけようなんていうのがそもそも発想の違いですよ。公共施設というのは市民に開放するための施設です。あなた方は公共施設で利益を上げてもうかろうという発想、市民に開放するという考え方が全くないということがわかりました。まだ、この問題についてはほかの議員も質問があるようですから、特別に1分間残して終わってあげます。

終わります。

議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員の一般質問は終わりました。

ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時00分

~~~~~

再開 午前11時10分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番岡部茂夫議員の一般質問を許可します。

〔18番 岡部茂夫議員 登壇〕

18番（岡部茂夫議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い2点について質問いたします。

まず、第1点の震災に関する問題ですが、この福岡の地にこれほどの大規模な地震が発生しようとはだれしも予測できなかったというのも無理からぬ話でございます。

平成16年3月議会の渡邊議員の質問の中で、学校の建物の耐震診断の指摘に対して、この太宰府に大きな地震の発生はないといった執行部発言がございまして、国の方からはぜひ実施するようにとの通知は来ておりますが云々の答弁が記録されております。くしくもそのちょうど1年後に未曾有の大地震が発生したわけでありまして。今や過去のいろんな事象が先例にならないという世界的異常気象は、さきの東南アジアの津波に見られるごとく、今後どこで何が起こっても全く不思議ではなくなってまいりました。

今後の早急な対応策として、避難場所の安全確保の見地からも、公共施設全般にわたって入念なチェックが不可欠であり、昭和56年の耐震に関する建築基準法の改正以前と以後に分けて、どれとどれが改正前の建物で、耐震性はどうか等といったチェックと補修工事の必要性も含めてご検討いただきたいと思っております。

さらには、避難場所に関連してのもろもろの対応、福岡市の例に待つまでもなく季節的な備品から共通の用品類、トイレの問題、ふろや畳に至るまで多くの教訓を得ましたので、市民に対する日常からの指導も徹底して進めていただきたいと思います。

備蓄につきましては、ある自治体の取り組みとして、市役所の地下駐車場を活用する方法として、車をもう外に出してしましまして、季節的温度差の少ない地下を備蓄基地とした例等もございませぬ。

また、人目につきやすい公園の一部を利用して、例えば折り畳み式簡易トイレなどの備蓄用品倉庫の設置など、各自治体での取り組みは創意工夫を駆使して懸命な作業を進めておられるようです。例えば東京の日比谷公園にも今度行かれたらわかると思いますが、そんな大きなもんじゃございませぬけども備蓄倉庫が2つつくられております。

それと、これは危険性の伝達に関する用語、言葉についての市民の理解度の不確かさも日ごろの啓蒙の必要性が指摘されております。例えば避難勧告と避難指示の具体的な違い。意外とわかっているようで漠然としていることも見直してみる必要があるのかもしれない。危険性の的確な伝達、情報のきめ細かさなどのすばらしさでは、鹿児島県の旧郡山町の取り組みが紹介されておりましたが、緊急時には避難用のバスの運行まで、見事な対応をやれるとのことだ。

ともかく予想だにできないことが続発する昨今でございませぬ。あらゆる角度から研究討議されまして、いかなる災害にも対応できる先進的な方策を見出して、他の自治体の模範となられんことを期待するものでございませぬ。

第2点の問題は、本市のまちづくりについてであります。今回この太宰府市ゆめ・未来ビジョン21と題しまして、その位置づけから始まってまちづくりの理念と目標、さらには地域別の整備指針が網羅され、この冊子を読んでいくうちにいつしか夢のようなユートピアが浮かんでまいりました。水城跡、御笠川、蔵司の復元、国博と天満宮周辺の整備イメージ、もろもろの歴史的遺産の保存活用、東は高雄地区から西は大佐野全般に至るまで、道路公園の整備や観光の仕掛けづくり、その構想のすばらしさにうっとりとしてしまいましたが、はてさて22年の私の市政参画の間にも考えてみれば似たような本市のまちづくりの話は出ては消え、出ては消え、似たり寄ったりの構想があったことも事実でございませぬ。

皆さんも幼いころのおとぎ話の中で「ネズミの相談」という物語をご記憶だと思ひます。ネズミたちは自分たちの安心できるまちをつくるために、もし猫が来たときすぐわかるように、猫の首に鈴をつけたら平和で過ごせるという話がまとまりました。すばらしいアイデアでした。このまちづくりの構想もどこか「ネズミの相談」に似ていて、ここまではすばらしいアイデアですけれども、さて実行に移す段になり、いつだれがどんな方法で猫の首に鈴をつけに行くかとなって、結局このすばらしいアイデアも夢物語に終わってしまったのでございませぬ。いつまでにどういう方法でだれがどうするのか、肝心なところが出てこない。問題はそこなんです。バラ色の夢が網羅され、こんなまちづくりが実現した暁には、まさに陸の竜宮城になるんじゃないかと思ひますが、どこかの専門会社に委託作成したのでなければ、いつまでにどんな方法でやるという具体策がはっきりと示されなければ意味がありません。

今回、市町村合併によって柳川市・大和町・三橋町の3つが新しい柳川市として誕生いたし

ました。結果として、合併後の有権者数わずか23%の大和町長の石田さんが当選されて、54%の有権者を有する柳川からは市長の誕生はなかったということでした。人間運、不運はありましようけれども、石田さんという人は今回ローカル・マニフェストと題して、その施策の一つ一つについて、1年以内とかいつまでにとか、期間期限を明示して公表された。やはり、有権者の側からいたしますと、いつまでかが明示されている安心感があってわかりやすい。これからの施政方針やビジョンはいつまでにどんなやり方で等、構想を示す以上はそのところが一番肝心なんですね。

今回示されたこの構想がまかり間違っても夢に終わらないよう、期間や期限を含めた具体案をできるだけ早いうちにお示しいただきたいと思います。ビジョンの中身がよいだけに夢物語に終わるのは惜しい気がいたします。9月議会までぐらいには示してほしいんです。佐藤市長の在任期間が迫っております。もう一期継続して市政を担当していただくとおよいとは思いますが、どういう対応をお考えか、「ネズミの相談」に終わらないためにあえて申し上げます。多少耳障りな質問だったと思いますが、明日の太宰府市のすばらしいまちづくりを念じて発言いたしましたのでご海容をいただきますよう。

あとは自席にて質問させていただきます。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） ただいま岡部議員さんのご質問へのご回答につきまして、市長ということですが、まずもって私の方からご回答をさせていただきます。

まず1点目の震災対策についてでございますけども、今回の地震につきましては本市も震度4を観測いたしました。この地震によりまして、負傷者2名等をはじめ、公共施設や住居の一部損壊などの被害が発生をいたしました。初めて体験いたしますこの地震の恐怖感と申しましようか、危機感あるいはその対応策には様々な教訓をもたらしたわけでございます。

先ほど岡部議員さんの方から、先進市の方の事例等も含めまして大変参考になるご提案をいただいたわけですが、まず1点目の避難場所の点検の必要性についてでございます。この避難所の件につきましては、本市におきましては1次避難所とそれから広域的避難所、つまり2次避難所に分類をいたしまして、それぞれ1次避難所につきましては各区の地区公民館、44区の公民館を指定いたしております。それから、2次避難所、つまり広域避難場所としては、全小・中学校11校プラスいわゆる公共施設といいたましようか、体育センターあるいは女性センター、いいき情報センター等々で16か所を広域避難場所に指定いたしております。

しかしながら、先ほどご指摘をいただきましたように、老朽化した公民館、特に地区の公民館等につきましては、44の公民館のうちいわゆる昭和56年以前に建設をされました公民館が19地区ございます。今回の地震によりまして公民館、1次避難所のいわゆる被害、損壊があったところは内山公民館1件の届け出がっておりますけども、しかし中には昭和40年代に建築された古い公民館等もございます。

それから、広域避難所につきましても、ご承知のとおり水城小学校の体育館の屋根が崩落したという事実もございます。今回の補正予算にも5校のそういう耐震点検の補正予算を計上させていただいておりますので、これらを含めまして特に1次避難所、地区公民館の点検につきましては、できるだけ早いうちに各区の区長さんを通しまして、点検等も含めて今後の対応策を協議していきたいというふうに思います。

それから、2点目の備蓄関係でございますけども、本市の場合も先ほど申しました全くこういう大きな地震を体験したことがございませんので、備蓄の準備も全くしていないのが現状です。いろいろ先進地の事例もいただきましたので、そうしたいろんな手法、事例を含めまして今後の一つの検討という部分で進めていきたいというふうに思います。

それから、3点目の伝達の手法。これにつきましては、鹿児島県の旧郡山町でしたか、事例をいただきました。つまり避難勧告とか指示とかと、いろんな一昨年の風水害の事例も含めまして、その辺の仕分けといいましょうか、誘導の仕方もあるような教訓をもたらしましたけども、私どもが一番考えてるのは、やはり各地域ごと、地区ごとの自主防災組織を早急にやっぱり設置する必要があるというふうに思います。地域ごとにお互いに近所同士に声をかけ合いながら素早く誘導する、そういうふうないわゆる避難訓練の実施でありますとか緊急連絡網の点検、そういうものを地域ごとにきちっとした体制を整備すれば、かなりこの部分については対応できるのではないかというふうに思います。

こういうことから、機会あるごとに、これも含めまして、区長を通してできるだけ早いうちにこういう自主防災組織よっての体制づくりというのを今後も続けて指導をしていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 2点目の国立博物館開館とゆめ・未来ビジョンについてご回答申し上げます。

本市には、豊かな自然と数多くの歴史、文化的遺産が点在し、市内の至るところで原風景と渾然一体となっております。これらは先人たちの情熱とたゆまぬ努力により築かれてきたものであります。そして歴史、文化的遺産にあふれる太宰府の将来を見据えて、守り育てながら後世に誇れるまちにすることが本市の重大な使命であると考えております。

「太宰府市ゆめ・未来ビジョン21」は、総合的にまちづくりを進める観点からまるごと博物館基本計画をもとにこの計画を進化させ、都市計画マスタープラン、第2次環境基本計画、景観形成基本計画、緑の基本計画、そしてこの3月に策定しました文化財保存活用計画など、同一方向の施策や事業とリンクしながら一元的にまちづくりを展開するための本市の道しるべとして作成したものであります。

そして、この「太宰府市ゆめ・未来ビジョン21」は、20年あるいは30年後を展望して、地域別にストーリーを持たせて、こうあるべきだ、またこうなればいいなという地域の夢と、同時

に現時点での政策課題を整備方針に盛り込んでおります。

位置づけとしましては総合計画を補完するもので、いわばまちづくりの総合的な参考書ともいべきものでございます。そして、都市再生整備計画によるまちづくり交付金をはじめ、地域再生プログラムや構造改革特別区域計画、いわゆる特区申請なども視野に入れて、地域ごとのまちづくりの青写真として作成しております。

今後はゆめ・未来ビジョンの実現を目指し、限りある財源でまちづくりを進めるため、国や県の補助を受けながら、地域ごとに周辺環境と調和をとりながら、地域の個性や魅力を最大限に引き出しつつ、緊急度の高い施策や事業を総合的、一体的に展開していく考えでございます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 18番岡部茂夫議員。

18番（岡部茂夫議員） 先ほど第1次、第2次の避難所の問題もございました。

まず、各行政区ごとの公民館も、1981年の耐震基準の改正以前のものが相当あるんじゃないかという気がいたします。

今回福岡の例でいいますと、九電記念体育館がやはり一番多くの方が避難をされた。しかし、あれは数年前に福岡市に移管されてるんですね。その後、2003年に福岡市は2億円をかけてそういう避難場所を含めた大改造をやってるんです。ところが、大変問題が多かった。例えば、新聞等で報じられたには、基本的にコンセントが足りない和西日本新聞にも書いてありましたね。これはどういうことかということ、結局、まず水や食糧備蓄もなかったけども、せっかく何しようとしてもお湯を沸かすのにコンセント1つ、1つというか2か所しかないみたいに書いてありますが、ともかくこういったことで満足にお茶ももちろん飲めない、お茶も用意されないもんだから食事ものを通らないみたいなことで、まずこういう基本を忘れてたと。

神戸市では、やはりああいうことが起こってからすぐ、ずうっと各学校の体育館の耐震基準の強化に取り組みまして、こういったことを神戸市の場合は各体育館に20個ほどのコンセントをつけたとか、それから雨水とかをトイレにうまく使うための工夫をやってると。これはもうぜひ私見に行ってもいいなって気がするんですけども、こういったことが現実にやっぱり、既に震災のあったとこ、気の毒ですけども大きな私はこれ参考になるんじゃないかという気がしますので、こういったことでやはり地道に取り組んでいただきたいと思うんですが、各小学校単位の体育館の場合、専門家等を呼ばないとわからないかもわかりませんが、現時点で例えば震度何度ぐらいまでなら安全が確保されるとか、そういう何かお調べはされとりますか。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 体育館等、つまり広域避難場所の16か所につきましては、そこまでの点検はまだ現在やっておりません。

議長（村山弘行議員） 18番岡部茂夫議員。

18番（岡部茂夫議員） まあ少なくともそういったことで、これ耐震基準にまだ完全にとまで  
いかないにいたしましても、やはりちょうど今のいきいき情報センターを買って、あれの工事  
を始めるときに私たち議会には約3億円ぐらいの費用がかかりますという説明でしたね。とこ  
ろが、工事着手したすぐぐらいだったんでしょうか、着手前だったんでしょうか、国、県から  
耐震基準の改正前の建物だから、公共施設になるのであればやはりいろんな改善要望ってい  
いますか、補強をしろってということで、倍の6億円のようになってしまったという例もあり  
ました。まあお店だからよかったということじゃないでしょうけども、やはり公共施設であ  
れば避難場所としても大事だからそうするという節でもあったと思うんですけども、これ  
やっぱり本当に大事なことだと思いますね。

そういったことで、やはり今後学校の体育館に限らず、補修改善計画をできるだけ早くつ  
くって、そしていつごろまでにやれるのかということ等も我々議会の方に示していただ  
ければ、やはり私たちもそれに沿ってご協力も申し上げていきたいと思えます。

それから、今後の防災全般の基本構想の問題、それからひとり暮らしの後継者の問題、そ  
れから最近太宰府市は非常にマンションが林立いたしましたけれども、マンションという  
のは意外と隣同士といえますが、のつき合いが希薄であるというような問題等もござ  
いますね。そうしますと、これを果たしてどう指導していくのか。あるいはひとり暮らし  
のそこに対してのそういう緊急時に周辺の方々との連絡がつくようなこと等ができる  
のかどうか。見殺しにするわけにはいきませんので、そういったこと等もいろいろ  
と考えていただきたいと思えますが、そういった点ではどうなのでしょう。例えば半  
年か1年かかかして、できるならば、例えばさっき、私、用語の問題を申し上げ  
ましたけど、そういうことからいろんな緊急時に関するイロハ、あるいは含めて  
まあ半年じゃ無理かもわかりませんが、少なくとも1年ぐらいかけて、そんな  
に金はむちゃくちゃかけられんでしょうけども、小冊子をやはり全家庭に配って  
おくというようなことは、これはもう大事なことはないかと思えます。それに  
近いものは神戸市さんあたりはあるというように聞いておりますけれども、  
とにかくそういったことまで何か対応をされるのかどうか、ちょっとその  
辺お尋ねしたいと思えます。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） この地震といいましょうか、いろんな風水害を含めて、  
いわゆる備えあれば憂いなしという言葉がございますように、やはり市民全員に  
そういう防災意識の高揚といいましょうか、そういうものが非常に大切だとい  
うのを改めて痛感はいたしております。

先ほどの提案でありますようにいわゆる小冊子、マニュアル、防災の手引きな  
るものを配布しないかという提案なんですけども、当然私どもも早急に  
そういうふうなマニュアルを作成いたしまして、市民一人ひとりに  
そういう防災意識の高揚を図りたいというふうに思えます。

今回の特に地震につきましては、初めて体験する方が多うございましたけども、  
この地震の知識そのもの、なぜ起こるのかというふうな部分から触れま  
して、地震がもし発生したときの個人個人のいわゆる行動マニュアル、  
それから地震に備えての家の中の安全対策、家周辺の安

全チェック、そういうものを含めて、あるいはご提案の非常持ち出し品とか備蓄品、こちらあたりも含めたそういった総合的なマニュアルの必要性は感じておりますので、できるだけ早い時期に全市民に周知を図りたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 18番岡部茂夫議員。

18番（岡部茂夫議員） ひとつ前向きにご検討いただいて、おつくりいただければありがたいと思います。

大体の問題で申し添えておきますけれども、やはり冒頭申し上げました1年前の関連質問の際の答弁のように、前例がないから起こらない的なことは絶対あってはなりません。やはり今や地球規模での天変地変というのがもう既に始まっていると考えるべきであろうと思いますし、少なくとも過去の固定観念あるいは既成概念等にとらわれて、思考力に柔軟性が欠如するという事のないように、どうか市民の安全、安寧というのはすべてに優先する行政課題であることを、改めてここでご認識いただければありがたいと思います。

そういったことで、次は第2点のお尋ねをいたします。

私これをあえて壇上に持って行ってかざしましたのは、ゆめ・未来ビジョンと書いてあるから、これできなかつたときに、後であれ夢って書いとったでしょうがと言われたら困るんで、あえて聞くんですけども、最初そう思ったんですね。本当すばらしいんですよ、これ、一つ一つ。これなら本当友人、知人来ても誇らしげに連れてまいりたいなと思ったりしたんですけどね。

ただその問題は、一番今悪いのは、財政的に厳しいときですからね、そう簡単にそりゃもうできないことはわかります。わかりますが、何とかですね、やはりできそうなもの分だけでもいいんですが、やはりこう計画年次を出していただいて、我々にお伝えいただくと助かるなあというふうに思います。

私は先ほど柳川の新しい市長の話をしましたけど、要するに明日を思い今日を動くという、この柳川の石田さんのこれ見ますとローカル・マニフェストなんていうふうにされてますけども、やはり何と言いますかね、いつまでにみたいなのを非常に政策宣言で1年以内にやりますと、これこれこれこれとか。こんなふうにされてますが、これやはり市民の立場からすると何か非常に安心感といいますか、これならやってもらえそうだなというのがあります。それであえて私そんなにしたんですけども、本当にそういうことが半年か1年ぐらいでも、全部じゃなくていいと思うんですよ。幾つかのことについてですね、これは大体これぐらいまでにはやりますと。だから、恐らくこれをやり遂げるためには、市長はもう一期やっていただけるのかなあというふうにも期待もしますけども、とにかく何をいつまでにみたいなものがある程度できるのか、ただそれは無理だよということなのか、ちょっとその辺ひとつご答弁いただければありがたいなというふうに思いますけど。まあどなたでも。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 以前にまほろばの里づくり、太宰府ルネサンス21という、今回つく



りました太宰府市ゆめ・未来ビジョン21の縮小版みたいなものを作成いたしました。そのときもまだ事業着工等のめどは立っておりませんが、着実にその事業は完成をしております。

そういうことから、この太宰府市ゆめ・未来ビジョン21の中にもありますが、既にかなり難しいソフト的なものも実行してきております。門前町の美しいまちづくりということで宰府のまちづくりで、平成12年には非常に困難性が高い、絶対15m高度地区と、それから門前町特別用途地区というようなことにも既に手をつけまして実行いたしております。

そういうことから、先ほども申しましたように、あくまでもまちづくりの参考書として、事業着工するときはこういう視点に立って、こういうものを盛り込み、そして事業を遂行していくということで、今のところ事業計画等につきましては、財政的な問題も考慮しまして実施計画等の作成については考えていないところが現状でございます。

議長（村山弘行議員） 18番岡部茂夫議員。

18番（岡部茂夫議員） 第1点、第2点あわせて申し上げますと、まず第1点の問題につきましてはですね、この後、この後ってというか、何段目でしたか、私同僚の橋本議員からもこの関連のといいますが、質問が出されておるようでございます。私の方で十分な回答が得られなかったような部分につきましては、その時点であわせてご回答いただければ幸いです。

それから、第2点の件は、やはりこのすばらしいビジョンをつくらただけに夢に終わらないように、まかり間違っても表題のゆめ・ビジョンの夢の文言のようにならないように、やはりある一定期間の内部検討をされた上で、いつごろまでにどんな方法でだれが、あるいはどこがやるのか等々もご明示をいただきながらお進めをいただきたいと思います。どうかよろしくお願ひ申し上げます、私の一般質問以上で終わります。

議長（村山弘行議員） 18番岡部茂夫議員の一般質問は終わりました。

次に、15番安部陽議員の一般質問を許可します。

〔15番 安部陽議員 登壇〕

15番（安部 陽議員） ただいま議長から許可を得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。

散策路、藍染川について。「染川を残して輝る博物館、せめてもの残してください想い川」。

今まさに歴史と名所の1ページが消え去ろうとしております。それは、現在整備中であります散策路の工事に伴う藍染川であります。

私は久方ぶりに光明禅寺に行きました。途中道路工事が行われ、今までの面影がまるっきり消され、道は広々となり藍染川はほとんど埋められておりました。光明禅寺の後お店に寄ると、この横の川も埋められてしまうそうです。理由は消防車が通りにくいからだということだそうです。お店の方は今までもずっとこの藍染川を清掃され、この歴史と景観を守ってこられたのです。この藍染川の歴史と景観はどうなるのでしょうかと言われ、嘆いておられました。工

事内容を担当課に聞きますと、光明禅寺の鐘つき堂の横3mくらいを残すとのことでした。

現在の太宰府市のビデオによる観光案内は、太宰府天満宮、光明禅寺、藍染川が一体となって太宰府駅前の観光案内所や太宰府館等で放映されております。また、この藍染川は太宰府天満宮、光明禅寺、藍染川の三者により、歴史的には平安時代に世阿弥によって謡曲にも謡われ、物語の上でも切っても切れない関係でもあります。

観光ビデオでの紹介でも、藍染川の紹介はまさに埋め立てられようとしている場所が放映されており、市が残そうとされている箇所とは雲泥の差があり、また史説解説員の案内の際にも、この竹林と昔ながらの緑豊かなこの場所が使われ、歴史の深さと自然の景観が私たちの心を和ませてくれている場所でもあります。

福岡市は、全国的に有名だった平和台野球場を移転させ、鴻瀨館を史跡地として復元しようとしております。また、桧原坂のところに市道拡幅を行おうとした際に、まさに桜の木が切られようとしたときに、1枚の短冊により桜の木が残り、市道の拡幅工事が中止され、1枚の短冊がエピソードとなり、今でも桜の時期になるとそのときのことが話題ともなり、テレビや新聞で報道されております。

藍染川は謡曲や伊勢物語にも歌われ、全国的にも親しまれております。また、太宰府8景3山3淵2家寺の場所でもあります。歴史は二度と帰ってまいりません。藍染川を残すと聞いておりましたが、親水性をなくし、このようなずさんな残し方とは知りませんでした。観世流の家元が光明禅寺に参られたときに、藍染川を見られながら、ここは本当に風情があってよいところですねと言って帰られたそうです。

そこでお尋ねいたします。

平成17年度の施政方針の中で、歴史と国立博物館を生かしたまちづくりの中で、歴史的文化遺産あるいは文化財を後世にどのように残していくか、取り組みを市民と協働で進めていくとありますが、今回の貴重な藍染川の埋め立ては、施政方針あるいはまるごと博物館構想と矛盾すると思われませんが、その考え方について伺います。

2点目として、藍染川は市民の歴史的遺産であり貴重な財産であると思いますが、文化財保存計画での位置づけはどのようになっておるのでしょうか。

3点目として、散策路についての概念はどのようにお持ちなのか伺います。

4点目として、観光、PRとして使ってある藍染川の箇所は現況のままに残されるのか、それとも埋められるのか、工事内容について伺います。

5点目として、親水性を持たせる藍染川とするための構想について、どのようなお考えか伺います。

「思いやる心に染まるふる里の志るやしらぬや宮居の小川。語り継ぐ藍染川の水清し」。

これが現在まだ着手前の藍染川の場所でございます。この場所が観光案内所、あるいはその他のビデオでの場所になっておるわけでございます。その一步手前まで現在工事がこのよう

に、このダンプによって壊されていっております。このように藍染川がほとんど埋め尽くされて、残っておるのがなくなってきておるわけでございます。したがって、このような短冊で市民の皆さんから、これは1枚のあれですけれども、現在七、八枚かかっておると思います。このような短冊が藍染川にかかっておりますことを参考までにお知らせいたしますとともに、いかに市民の方をはじめ、多くの方々がこの藍染川に思いを寄せられ、関心をお持ちかがわかると思います。歴史と景観、環境を守っていただくように切にお願いいたします。

次に体育施設、減免措置、健康づくりの見直しについてです。先ほど武藤議員から質問がございましたが、私は違った観点から質問いたします。

5月15日号の広報は、体育施設の休館日と利用料金改定のお知らせが掲載されております。この中で特に目を引いたのが休館日の新設でありました。それは、毎週月曜日が各体育施設等を今後休日にするのであります。このために、今まで使用されていたソフトバレーや卓球、テニスなど多くのクラブや市民の方が使えなくなることであります。

一方、別のチラシでは太宰府よか倶楽部が会員とボランティアスタッフを募集してあります。種目も15種目ほど、対象が小学生、中学生、高校生以上となって、小学生から一般市民までいろんなスポーツを実施するため、月、水、金あるいは曜日を問わず15か所で一生懸命に今まで頑張ってきたし、今後も実施するために募集されておられます。

しかしながら、今回は一方では会員を募集し、一方ではこれに水を差すような月曜休日が市の広報によって知らされました。どちらを選択されるのか伺います。

私は、市民の健康のためによか倶楽部を支援し、月曜日は休日にすべきではないと思います。でき得る限り、文化施設、体育施設を市民に開放すべきと思いますが、このような施設を休日にするによりメリット、デメリットについての考え方を伺います。

私は機会あるごとに、市民を元気にするのは食と適度な運動にあると進言してまいりました。しかしながら、今回は市民を寝たきりや認知症に追い込むような政策としか言いようのない、悪い政策としか思われてなりません。市民の皆様も今回の休日設定と減免制度の廃止には大変失望され、戸惑っております。福祉の健康政策は、目に見えない歳入面での何倍もの大きな予算だと思えます。テレビをはじめ、報道関係におきましては食と適度な運動を行うように報道しております。6月10日には、食育基本法が成立いたしました。また福祉部に限らず各部におきまして、新規にイベントをするにも予算がないので、仕事に活気がないように見受けられます。職員の元気は市民の元気でもあります。担当部あるいは市民の方がやる気がある機会を失ってはなりません。これらの予算は医療費を削減、すなわち寝たきりや健康づくりの対策をすることにより生まれると思料いたします。医療費半減に対する考え方と明るい市民生活、すなわち市民の健康づくりについての今後の政策について、市長、助役の見解をお願いいたします。

次に、減免措置について伺います。

公共施設につきましての使用料につきましては、維持管理上応分の負担は理解されるわけで

ありますが、これは予算上目に見える数字であります。しかしながら、健康な人の数字と価値については予算に見えてきません。でも、寝たきりや認知症の方が一人でも多く増えたならば、1人当たり年間300万円から場合によっては1,000万円もかかり、減免による措置による収入よりも医療費による支出の方が大きく、市民にとっては大きな損失でもあり、また市の財政面にも大きな負担ともなります。すなわち、医療費や介護費の増加ともなり、減免措置以上の支出ではないかと思いますが、今回の減免措置についてどのようなお考えか伺います。

この減免措置の問題がありまして、周辺の4市1町の使用料と減免措置について調査しましたところ、学校施設につきましては無料であったり、昼間の体育館使用につきましては自動的に半額の処理が行われたりしてあります。また補助金につきましても、4市1町で太宰府市が最低の補助であります。寝たきり、認知症あるいは医療費削減のために、元気な市民のまちづくりのために文化施設、体育施設等の休館、減免措置について再検討と見直しを強く要望いたしますとともに、その考え方について伺います。

機構と勤務評定について。

私は、平成15年9月の一般質問の中で機構改革のあり方でも指摘いたしましたことが、今回その問題点として如実に現れてまいりました。特に、介護保険事業やすみよか事業で個人に補助をしてあります住宅改造費であります。ある方が車いすで外に出かけるためにできました車いす通路が余りにも急勾配のため、いまだ一度も使用されていないと聞き及んでおります。また、ある方は手すりをつけられましたが、本人の不必要だと言われた部分にまでも手すりをつけられ、不愉快だったと言ってありました。何が原因かと申しますと、すこやか長寿課の人員不足、すなわち必要とされる課に土木建築の技術職員がおられず、事前審査、完了検査ができないところにあるのではないかと思量いたします。

私は、公金であるので、一日も早い機会にすこやか長寿課に土木建築の技術職員を配置すべきと思いますが、その見解を伺います。

また、社会の進展に応じた体制をつくるため、福祉関係、生涯学習、市民の健康づくりのための重点施策として、職員の人員配置を見直すべきと思いますが、その見解を伺います。

勤務評定の採用につきましては、以前の一般質問でも取り上げ、その際の答弁では平成17年度から採用したい旨の回答を得ておりましたが、その取り扱いがどのようになっておるのか伺います。新聞報道によりますと、人事院が8月に勧告する給与構造改革案では、能力や実績を重視する昇給制度の導入があるようですが、勤務評定との関連において、実施面についてどのような対応をされておられるのかあわせて伺います。

再質問につきましては自席にて行います。

議長（村山弘行議員） ここで午後1時を目途に暫時休憩いたします。

休憩 午前11時57分

~~~~~

再開 午後1時07分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設部長。

建設部長（富田 譲） 市長にお尋ねでございますが、まず私の方からご回答させていただきます。少し長くなりますがお許し願いたいと思います。

初めに、散策路整備事業の基本的な考え方についてご説明申し上げます。

市内に点在する豊富な歴史的文化的遺産を散策路で結ぶなどネットワーク化を図り、市民そして来訪者の方がどこでも歴史や文化を感じる、九州国立博物館を核としたまると博物館構想の実現に向けた魅力あるまちづくりとして推進するものでございます。また、由緒ある藍染川を生かし、快適で親水性の高い九州国立博物館への歩行者動線としてのアプローチを形成するとともに、歩行者の博物館周辺での回遊性を高めたいと考えております。

なお、散策路は国の基本計画において多様なアプローチの一つとして位置づけられたことを受けまして、本市の緊急かつ重点事業として推進をいたしております。

事業の推進におきましては、平成9年から地元馬場区においてまちづくり委員会を設置していただき、道路整備のあり方や先進地の現地視察を行い、関係者及び関係地権者を含めて議論しながら様々なご意見をいただき、平成13年度実施計画を行い、平成14年度から用地交渉、平成15年度から工事と、開館に向けて鋭意努力をいたしております。

さて、1点目の散策路の計画が施政方針、まると博物館構想と矛盾するのではとのご指摘についてでございますが、散策路が西鉄太宰府駅から国立博物館を結ぶ歩行者のメインアプローチである以上、バリアフリーに関する一定の水準は確保すべきものであると考えられます。このバリアフリーを確保するため、藍染川を暗渠化する箇所が一部発生いたします。

藍染川の歴史的な重要性につきましては十分認識しておりまして、藍染川の暗渠化は必要最小限にとどめ置くつもりでございます。全線にわたって残すことはできませんが、残すところ、やむを得ず暗渠化するところ、水路を新設するところを計画的に配置し、現存する藍染川の親水性を少しでも補ってまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

2点目に、ご質問の藍染川の文化財保存活用計画での位置づけでございますが、昨年度に策定いたしました本計画の中では、藍染川については特段の位置づけはいたしておりません。しかしながら、散策路沿いの藍染川や、その中にある梅壺侍従蘇生碑などは、平成13年度から平成14年度にかけての悉皆調査の中で文化遺産として調査いたしております。

3点目の散策路の概念といたしましては、前述いたしましたとおり市内に点在する豊富な歴史的文化的遺産を結ぶネットワークの一部であり、かつ国立博物館への歩行者によるメインアプローチであります。

4点目の観光PRとして使っている藍染川の箇所の工事内容について説明する前に、当事業に関する藍染川の全体的な取り扱いについてご説明申し上げます。

まず、黒板商店から筑紫女学園の手前までの45m区間においては、緊急自動車を通り抜けできる車道5.0mに、福岡県福祉のまちづくり条例に準拠いたします2.5mの歩道の幅員を確保す

るために暗渠化いたしております。

次に、筑紫女学園和敬寮の前の60m区間においては、同学園のご協力をいただき藍染川の付けかえをいたしております。

次に、伝衣塔前の25mの区間においては、江戸時代からの石橋や石碑があるため、現況のまま保存いたしております。

次に、光明禅寺前の38m区間は、先ほど申しました計画幅員を確保するために暗渠化する計画でございます。

次に、光明寺と水月庵に挟まれた45m区間については、現況のよい雰囲気を残すために保存いたします。

次に、湯ノ谷から下ってくる市道と散策路との交差点から九州国立博物館までの100mについては、循環式で水を流す浅い水路を新設いたします。

なお、太宰府天満宮が施行されます浮殿景観整備工事においても親水性に配慮をいただき、水路や池等を新設される予定でございます。散策路との相乗効果によりまして、より高い親水性を確保できるものと期待いたしております。

お尋ねの観光PRとして使ってある藍染川の箇所の取り扱いにつきましては、現計画が何度となく地域に足を運び、検討を重ねた結果でございます。現時点での修正は考えておりません。

5点目の親水性を持たせる藍染川の構想についてであります。先ほど申しました湯ノ谷から下ってくる市道と散策路との交差点から九州国立博物館までの100mについては、循環式の水路を新設いたします。水深は最大15cmに抑え、夏の間は子どもたちが水遊びをできるような構造と水質にいたしております。なお、水路の仕上げは表面を玉砂利洗い出し仕上げとし、夏以外は枯山水のように水を張らなくても水を連想できる仕上げといたしております。

以上のように、散策路の計画は画一的な表面、断面や規定の線形にこだわらず、親水性や歴史的景観など、その場その場の「場の特性」を極力配慮し、さらに国立博物館への歩行者によるメインアプローチとしてあるべき姿を重ね合わせた結果でございます。部分的に歴史的景観と安全性がバッティングし、いろいろなご意見もあろうかとは思いますが、この計画は地元の皆さんをはじめ、議会の皆様と協議させていただいた結果でもあります。その趣旨をご考慮いただき、ぜひご理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 今回答をいただきましたけど、本当に残念でたまりません。これによりまして、私ども市民の方は恐らく反対署名運動をされると思います。それだけ、まず前もって申し上げます。

市長、助役に聞きますけど、この散策路の概念はどういうふうに考えてありますか。どれぐらいの幅員を考えてあるんですかね。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） ただいま建設部長から回答したとおりでございます。

（15番安部 陽議員「ちょっともう少し、幅員だとか」と呼ぶ）

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

（助役井上保廣「詳細な面については建設部長が適当であろうと思います」と呼ぶ）

建設部長。

建設部長（富田 謙） 先ほどお答えいたしましたように、この散策路計画におきましては車道5.0m、歩行者道路として2.5m、計7.5mで計画をいたしておるところでございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） この「太宰府 - 人と自然の風景」、これの中にも文芸の散歩道、その後の染川、そういうふうでやっぱり重要視されてるんですね。だから、先ほど岡部議員も申しおりましたこの太宰府ゆめ・未来ビジョン21、これにも太宰府天満宮周辺の整備イメージでこういう言葉があるんですよ。「にぎやかな参道から一步入ると、落ちついた雰囲気整備された藍染川沿いの散歩道が旅人を九州国立博物館へと誘います」と、ね。これにきちっと、これは夢ですね。もう既に着工しとるから、午前中これはもう夢ですよじゃなくて、もう実際に入ってるんですよ、ね。こういう政策のやり方はちょっと間違ってるんじゃないですか。その点助役、答弁いいですか。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 散策路の整備について今安部議員のご指摘でございますが、詳細経緯、現在の計画については建設部長が申したとおりでございます。

そもそも散策路の経緯につきましては、太宰府市が宿願の、悲願でございました国立博物館があつた建設地に決定したときに、いかにアクセス道路をつくるか、これが、国が示した大きな計画の路線でございます。そのメインに示されたのが現在の光明禅寺前から通ずる道路の計画線が第一にあつたわけでございます。しかしながら、いわゆる工事搬入道路として古賀線から入ります県道の国立博物館線、それから現在九州歴史資料館があります南側の線、そして太宰府駅から国博に至る、いわゆるメインの道路、それと天満宮の横を通過する道路であつたんです。その後経過いたしまして、ご承知のような、現在、東西南北、天満宮からはエスカレーター、トンネル等の設置がございしますが、メインはやはり散策路の必要性は当初からの計画のとおりでございます。

この経緯につきましては、ご承知のように古い町並みがありますし、あれをどう広げながら、しかも藍染川のそういう親水性、光明禅寺の周辺の整備、景観、どう残すかはもうご承知のように地元の皆さんに検討委員会をつくりながら十分協議いたした結果の現在の計画でございます。十分その経緯は安部議員ご承知のとおりだろつと思ひます。しかるが上の計画でございますので、今ご指摘のとおりには最大限、太宰府天満宮の浮殿周辺の整備につきましても天

満宮にいろいろ協議しながら、天満宮、光明禅寺、そして散策路をつなぐ全体的な整備がきちっと今、計画しながら進めておるところでございます。それから、なお光明禅寺から国立博物館に至る散策路の中に約100m、新しい親水性のある水路もつくっております。と同時に、国立博物館、あの17万㎡の中にも国におきまして、県におきまして、あの藍染川の源流に至る周辺につきまして親水性のある散策路が現に整備されておりますし、そういう一体性を持たせておるつもりでございます。と同時に、あそこにかかっております橋には我々の希望を入れて、藍染橋という命名もさせていただいております。

そういうことで、一部の皆さんの意見がございますが、全体として私はあの歴史的な遺産、梅壺侍従蘇生碑でございますが、あの周辺の整備、あるいは光明禅寺、そして国博に至る藍染川のその流れの源流はきちんと整備、残されていくものと思っております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） この部分、私は今度施設解説員にもなってるんですよ。この場所で、私どもはこの天満宮、光明禅寺、藍染川の説明をするんですよ、ここの場所で。そして、この歴史がこういうふうであったということを、私ども全員ここの場所を使っておるんですよ。それで、これはテレビでもご存じのように放映されておるんですね、毎日毎日。ここに来て、わざわざ鎌倉から見えた人でも本当に太宰府はいいところですねって言って帰ってあったのが、今度はこんなに都市化したような道をつけてと言って帰られたそうですよ。それだけ太宰府の、いつも市長は言うてあるですね、本物の史跡があるから太宰府は皆さんが来るところだと。皆さんもそうでしょ。本物の史跡があるからみんな太宰府はいいところだと言って自然を愛し、自然景観を頼られて見えてるんですよ。だけど、このように崩されていけば、私に言わせれば、7億円かけて山の中買いよるけど、ここは一晩で崩してしまうんですね。600年の歴史がここで消えるんですよ。あなたたちは600年の歴史を還元できますか。そういう、私は大事なところだと思いますけど。その点どういう考えか。

議長（村山弘行議員） 助役。

助役（井上保廣） ただいま、この散策路整備事業等につきましては、着手は平成7年、8年、9年、経過についてはここで話しましたが、これは、私が総務部長のときでありますけれども、何十回、それほど50回ほどこれを行っております。そのことについては、建設部長の詳細な経緯で示したとおりです。

初めに、あそこの藍染川等々については残すというようなことで、私どものその基本は変わっておりません。このそもそものテーマ、整理テーマにつきましては、散策路周辺におきましては、太宰府天満宮あるいは光明禅寺、著名な文化遺産が多く点在するというふうなことから、藍染川という、そういったことを含めて親水性を持たせるということでの出発はあります。ただその過程の中においていろんな意見が出ました。藍染川を、やはりもうこれをやめてほしいと、ごみの捨て場になっておるとか。その中においてはいろいろな面が、中傷誹謗も含

めてありましたけれども、最終的にはこの水でありますとか緑でありますとか、こういった親水性を生かす遊び場あるいは休憩所を設置しながら、やはり市民が憩いの場といたしましうか、潤うというふうなことを含めて私どもは説得をやってきたわけです。住環境の、あるいは景観、修景保全のためから、あるいは緊急時におきましては、やはり緊急自動車が入るというふうなこと。歩車道を通して緊急的なものも想定しながら、道路法線を考えていこうというふうなことで、それこそ住民の皆さん方と一緒にやってつくり上げてきたという経緯がございます。

そういった中でやむを得ず残すところ、あるいはやむを得ず暗渠化するところ、あるいは新設して藍染川を生かしていくと、還流させるというふうなことも含めて今現在の姿になっておると。初め、議会の中で言われたこと、私は忘れません。本当にこの散策路はできるのかというような問いかけがありました。それこそ、夢を見とるんじゃないかという指摘も得ました。私どもは何とか周辺のこの国博が建設されると、その際に何としても、やはり多様なアクセス、周辺の皆さん方も日常の散策しながら憩いの場としてもそのことが活用できる、そういった散策路をつくっていこうというふうなことで、私どもは懸命に財源等を含めて今日まで来たというふうなことです。やっと今日に見える形で、今そこに散策路整備が10月まで完成させられると、竣工するというところになったと。これが完全にでき上がった段階におきましては、ああ、なるほどと言えるような形で評価されるのではないかなというふうに、私どもは思っております。

そういうふうな、ある程度自信を持って、皆さん方の意見を聞きながらプロセスを大事にして今日まで来ておるというようなことについてご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） この問題については、私も地元の方と何人が、本当この一般質問する前にお会いしまして、いろいろな角度から聞いてきました。

結局、最終的には市が強行突破をされたというような、わかりやすく言えばそういう言葉が出てきました。昨日会った人はここの藍染川がこういうふうで短冊が下がったりいろいろした関係で、付近の若い人たちは蛍の里づくりに着手しようというような声まで聞いております。そういうような地元での動きもあるわけでございますので、私はどんなことがあってもこの場所は残していただきたいということを申し上げておきます。

（「議事進行についてです」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） いや、引き続きどうぞ。

15番（安部 陽議員） それで、一応この場所については現在のところどのように、再度確認したいと思います。

議長（村山弘行議員） 建設部長。

建設部長（富田 譲） 事業の推進に当たっては地権者の同意、そういうのが必要でございます。計画は最初申しましたとおりの計画で進む予定でございます。しかしながら、まだ地権者

の同意を得てないところがございますので、そこについては極力同意を得るように努力してまいりたいと、そういうふうを考えております。

お尋ねのところにつきましては、開館前に間に合わないという判断でございますので、暫定的な措置として危なくないようなことを講じてまいりたいと、そういうふうを考えておるところでございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） この藍染川につきましては、一応3年前ぐらいには、本当は最初の今まであった水路を全部生かして親水性にしようというようなことを聞いておりましたので、今回、私が工事を見まして本当にびっくりいたしましたのでね、こういうような質問をさせていただいたわけでございますけれども、やはり歴史、自然景観、環境というものを大切にして、行政としては進んでいっていただきたいと思っております。極力これをお願いしときたいと思っております。

2点目に入らせてもらいます。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 体育施設、減免処置、健康づくりの見直しについて、私の方からご答弁申し上げます。

ご質問のスポーツ施設での休館日の設定及び諸団体に対する使用料の減免廃止についてのご質問でございますが、先ほど武藤議員の質問に対し総務部からご答弁申し上げたところでございます。

そこで、月曜休館についてでございますが、現在、市の社会体育施設につきましては、施設の老朽化等から維持補修費の増加、加えて厳しい財政状況のもと、現状のままの管理員配置、運営体制で維持していくことは非常に難しい状況となっております。今回、休館日を設けた施設につきましては、年間の施設利用者数、他市町の状況を勘案するとともに、施設の人件費及びランニングコスト等を考慮し、管理員が常駐している施設のみといたしております。

また、休館する曜日につきましては、他の曜日と比較して利用者が少ない月曜日といたしております。図書館やルミナス等、他の公的施設と統一性を図ることによりまして、市民に認知をしていただくという目的から定めております。

ご質問の太宰府よか倶楽部につきましても、月曜の種目を移動することを現在検討をいたしております。7月1日から他の曜日で実施する予定でございます。

次に、諸団体に対する使用料の減免廃止についてでございますが、今回市の方針として公平な受益者負担の原則から一般利用者との公平性に配慮し実施することといたしております。

団体等の支援につきましては、時代の変化及び社会経済情勢の変化を踏まえ、行政のかかり方としても重要な課題があり、行政の役割の見直しとともに市民との協働という視点からの検討が必要であると考えております。

これらの措置については、社会教育、社会体育施設を利用していただいている市民の皆様

は非常にご迷惑をおかけするところでございますが、市民、関係団体等の方々のご理解とご協力を切にお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部次長。

健康福祉部次長（村尾昭子） 医療費半減に対する考え方と今後の政策について、市長、助役からの回答をということでございますが、私の方から回答させていただきます。

体育施設減免処理、健康づくりの見直しの関連の中で、医療費の半減に対する考え方はこのご質問は医療費適正化の取り組みをいかに進めていくのかというお尋ねであろうかと存じます。

国民健康保険の被保険者の方々が健康でいかに元気に日々の生活ができる環境づくりが求められており、今後も国保年金課と保健センターがより一層協力連携しながら健康づくり事業や保健事業を進めてまいります。

これらの事業を実施することによって市民の方が健康になられることが、結果として医療費の適正化につながるものと考えております。

健康日本21では、生活習慣病の予防に重点が置かれております。本市でも、誕生月健診の実施、その結果に基づきます生活習慣、食生活の改善、運動の指導や健康教室等の各種保健事業を実施するなど、市民の生活習慣病の予防対策に努めております。生活習慣病の改善には市民の方の健康に対する意識の向上と実践が重要と考え、今後も継続的な健康教育や健康相談を充実していきたいと考えております。

健やかで安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて、太宰府市地域保健計画実施計画に基づいた、生涯を通じた健康づくり事業は、各種団体や組織の協力を得ながら取り組むことが最も大切であると考え実施いたしております。

また、健康づくりの啓発事業としては、3か月に1度、南隣保館、南小学校、文化ふれあい館におきまして乳幼児の身体測定、育児、栄養相談や成人、高齢者の血压測定、尿検査、保健、栄養相談などの健康相談を実施し、あらゆる世代の健康づくりの対策に今後も努めてまいります。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） この体育だとか文化施設、そういうものについての減免が廃止されると。これを一度に廃止するんじゃなくて、5年間ぐらいかけて順々と減免の措置の率を下げられないのか。そういうことによって、また考え方も変わってくるんじゃないかと、一つがですね。

それからもう一つは、その館でないところ、外での競技ができる場所は現在観世音寺でテニスコートを使用しておりますが、ああいう自主的な管理の方法をとられたらいかがなものかということではありますが、その点についての考え方を。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 5年間ほどかけて段階的に減免率を下げていってはどうかというご提言でございますが、今回減免制度の見直しに当たりましては、極めて厳しい財政状況等から平成17年10月1日から実施をするというところでご理解をお願いをいたしておるところでございます。

それから、2点目の外での施設については自主的な運営ができないかというご提言でございますが、平成18年から指定管理者制度にも移行をしまいらいますので、ご提言も含めて検討をさせていただきたいと思えます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） ちょっと減免のあり方については財政の方がいいんじゃないですかね。ちょっとそういうふうであわせて聞いてみますけど、この休館をすることによって大体どれぐらいの収入になるのか。減免をすることによってどれぐらいの金額になるのか、それも含めて。

そそで、一遍に減免を廃止するもんだから、皆さんはびっくりしてあるんですよ。それを1割ずつぐらい下げたら、また自覚の仕方も違ってこようと思えますし、市民の考え方も恐らく、やはり変わってくるんじゃないかなと思うんですけど、今のところちょっとみんな戸惑ってありますから、その点あわせてお願いします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 減免のやり方にはいろいろその手法があるだろうと思ってます。

私は、午前中申し上げました4つの視点から今回見直しを行ったということでございます。5年で少しずつ減免の率を下げていくというような方法もやっぱ一つの方法だろうと思えますけども、やはり今こういう状況の中で本当に対費用効果の面、あるいは受益者の負担の原則等々を考えますと、やはり早急に是正しなければいけないんじゃないかなっていうふうに考えておまして、この件が、実を言いますと利用されてる方が特定されてるんですね、定期的に使われてる団体ということで。ですから、もう少しこう私たちの今となつての反省でしょうけども、理解の説明の仕方が少し悪かったのかなあと思えますけども、私たち今、私が考えてる4つの視点から十分広がって説明すると理解していただけるんじゃないかなというふうに、気がしております。利用する団体に対しても今後は私たち、やはり大事なことでございますので、文化の面あるいは体育の振興の面からもしっかり支援をしていきたいという気持ちがございます。どうもその辺が減免することによってもう市は知らないというようなふうに感じておられた面もございまして、その辺を今後は強調して、やはりこう協働してまちづくりをしていくという視点の中からご理解を今後はいただきたい、進めていこうとそういうふうに考えております。

減免の額そのものがどのくらいになるのかということで、当初予算では480万円ぐらいというふうなことを議会で申したと思えますが、いろいろ、いろんなことを調べてますと、今約

1,000万円を少し超すのではないかなという感じがしております。その辺は、また今度は必要な部分についての補助というようなことを考えておりますので、それからどうなるかっていうことはありますけども、まだ正確にはその辺がつかめておりませんので、その辺の金額ではないかというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 利用者が限られておるということは、結局団体で使っておるからそうだと。しかしながら、市の行事だとか、そういうことをする場合にはそういう団体に一番にお願いするというような結果にもなって、持ちつ持たれつの関係だと思っております。

今、金額についても1,000万円超すと、超してもいいんですよ、病人をつくらなければいいんですよ。あるいは認知症の方をつくらなければいいんですよ。そういう人ができることによって300万円、1,000万円はすぐ出てくるんですよ。そういう団体で皆さん、わいわいがやがや言うことによって毎日の生活が楽しくなるというようなことも考えられますので、この減免措置については年度減というものを検討していただきながら、これは要望しておきます。

ひとつ、今後も市民の健康づくりのために、10月まで時間ありますからよく考えていただいて、実施に踏み切っていただきたいと思っております。

以上。

3問目です。

議長（村山弘行議員） 3番目、機構と勤務評定。

総務部長。

総務部長（平島鉄信） まず、機構と勤務評定についてご回答申し上げます。

まず、介護保険事業の住宅改修関係ですけども、所管は、私はしとりませんけれども、もう一緒にお答えしていきたいと思っておりますが、要介護者の状況を最も把握してるのはだれかと言いますとケアマネジャーですね。現場に入ってる方です。このケアマネジャーが本人の要望を受けながら必要な改修場所、内容、方法、そういうことを判断をしまして、そしてこういうような補助金が必要ですよってなことを申し込みます。これを技術者が、私どもの技術が入るっていうことになると民民の關係に技術者が入ってこうだ、ああだという形になります。それにはちょっと非常に難しいのでございますけども、いずれにしましてもその人の健康状態、歩けるのか、どんなことができるのかできないのか、そういうことをやはりつかむのはケアマネジャーが一番実態を知ってますので、そちらの判断が一番有効ではないかと思っております。ただし、いろんな不満があるというようなお話でございますので、要介護者の説明不足があるとすれば、今後は十分にその辺のわかるような説明を指導していきたいと、そういうふうに考えております。

次に、社会の進展に応じた体制づくりのため、職員の人員配置を見直すべきだというご質問については、ご指摘のとおり、その時々々の社会情勢の変化を踏まえながら、対応すべき行政需要の範囲、それから施策の内容、手法について改めて見直しを行い、適正な定員管理に努めて

いるところでございます。

次に、勤務評定の採用についてですが、平成15年9月議会の時点で、これは私から申し上げましたけれども、国は平成18年度を目途に新評価制度に移行するというふうに予定の通知が参って参りました。それについて、恐らくこういう形になるであろうということで、今後はそういう検討を進めていきたいというふうに議会で、私申し上げて参りました。しかし、本制度の構築に向けて調査を私たちがすると言っておりましたけれども、現在までに、どうも公務員の共闘会議とかいろんな関係団体との調整がスムーズにいかずに、具体的な内容はまだ示されないうままに現在至っております。しかしながら、新聞報道によりますと、現行制度の枠内で改革を進めるといふふうに考えられて参りまして、今年度の人事院勧告の中で触れられる可能性が大きいといふふうに考えます。かなりの大きな改革の人事院勧告が出るというふうに予想して参ります。

いずれにいたしましても、現時点ではまだはっきりして参りませんので、今後国の動きを注視しながら進めていくことが重要であるといふふうに考えて参ります。

なお、実施に当たりましては国に準ずるといふのが太宰府市の基本姿勢でございますので、国がそういうふうに改革を行えばそれに沿った改革も太宰府市の方としては行っていくべきだと、そういうふうに考えて参ります。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） 先ほど、要介護の問題でケアマネジャーとの絡みでということではなりましたが、私は公金を出して参る以上は、やはり行政の方でチェックする義務があると思うんです。やはり、使われないような施設ができたりして参るといふことは、ケアマネジャーが言われるとおりといふような感じになって参りますので、やはり技術的な面があると思うんですが、そういうところでもう少し公金というものを大切に参らうために、こういう今の縦割り行政をもう少し動きやすい体制にすべきと思いますが、その点の考え方は。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 先ほど言いましたように、私もそのケアマネジャーの本来の仕事等がわかりませんが、補助金を出すということですよ。2割の補助金を出して参ります。それについては、やはり私どもの方で確かに要介護者のために使われる施設をつくったのかどうか、そういう確認をしてやはり検収といふんですかね、それをしながら補助金を出して参ります。これはですね、私が答えてあれですが、本人からの申請で上がってくるんです。本人がこうしたいという形で上がってくるんですね。それに対してやはり必要であるかどうか、むだなものではないかどうかという審査をして、補助金を決定して補助金を交付します。そのとおりされたかどうかということですよ。ですから、これはだれかがつけてやって、はい、お金をくださいなうていふことじゃなくて、本人がこういうように困ってるんでやりますよという内容で上がってきますので、そのチェックはやはり職員がして参ります。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

15番（安部 陽議員） はい、どうも済みません。

この問題は、午前中武藤議員から国保と納税課の問題も出ておりましたし、そういうやはり2つの課に相談したり、あるいは今回の場合はケアマネジャーと市の方との絡み、そういういろんな問題点がありますので、もう少しこの機構のあり方と仕事の内容を検討してもらいたいと、時間ありませんから、これは宿題的に申し上げておきます。

それから、勤務評定につきましては先ほど部長言われましたように、恐らく今度の人勤は多岐にわたってるだろうと思いますので、やはり勤務評定することによってやる気があったり、いろいろもう出てくるとと思いますので、ぜひともそれを含めて今後の行政に携わっていただきたいと思います。

これをもちまして私の質問を終わらせてもらいます。

議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員の一般質問は終わりました。

次に、4番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔4番 橋本健議員 登壇〕

4番（橋本 健議員） ただいま、議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の2項目について質問させていただきます。

まず、1項目めは、公共施設使用料減免措置廃止の事前説明についてお尋ねいたします。

公共施設における使用料金減免措置の廃止については賛否両論ございますが、私が今回訴えたいことは減免措置廃止の是か非かではなく、執行部の初動のあり方、その取り組む姿勢について大いに反省をしていただきたいということでもあります。

さきの3月予算特別委員会におきまして、財政悪化の事情により、公共施設の利用団体につきましては使用料金を一律にしたい旨を伺いました。すなわち、体育協会や文化協会所属の加盟団体やサークル及び同好会の使用料金の減免を廃止するという説明は余りにも唐突であり、施設利用関係者の意見も聞かず、ただ執行部の一方的な説明に対し憤りを覚えた議員や職員の方も多かったのではないのでしょうか。

体育協会や文化協会、さらに社会教育関連団体である補導連絡協議会や、小学校を拠点とした南小アンビシャス団体、また太宰府市民吹奏楽団、宝満太鼓など約5,000名以上の利用関係者を対象とした今回の見直し策は、太宰府を愛し、また文化とスポーツを愛する者にとって大変影響が大きく、これに伴って自主運営が厳しさを増し窮地に立たされるという団体も数多くあります。事前説明のない行政執行部のやり方に感情論が優先し、これでは体育協会や文化協会に所属している必要はないと主張されているところもあり、本部組織から脱会する団体が出てくることも懸念されます。減免にあやかっていた団体の方々は、そのお返しとして本市主催行事である市民政庁祭りに積極的な協力と奉仕の心を持って警備や交通整理、会場案内、市民の参加動員など、イベントを大いに盛り上げ、太宰府市の縁の下の力持ちとして貢献されているわけであります。過去十数年間、ギブ・アンド・テイクという、お互いに支え合う円満な関係にありながら、組織団体を軽視した今回の説明のあり方にはどうしても納得できません。

ここではっきり申し上げたいことは、減免措置の廃止についての説明は、まず、いの一に組織の長である体育協会長や文化協会長、あるいは補導連絡協議会会長などに対して事前説明をし、なぜ理解を求めようとされなかったのか、甚だ残念でなりません。次のステップとして体育協会や文化協会傘下の各同好会、サークルの代表者に招集の働きかけをし、例えば今回の減免廃止の件は、まず指定管理者制度の導入へ向けての整備であり、財政事情の悪化も手伝ってやむなく英断をくださったのでぜひともご理解いただきたいといったような説明であれば、行政に対する反発した感情や憤りは和らいだはずだったのではないのでしょうか。こういった確固たる事前の理由説明のアクションがなかったがために、文化協会では減免の言葉だけがひとり歩きをし、会長は知っているくせに行政から口止めされ隠しているという疑いをかけられたり、定かでないうわさが会員同士に飛び交い、それぞれが疑心暗鬼になるという混乱を招いているということをご存じでしょうか。とっぴなやり方が現場を混乱させ、感情的な対立を生み出すのです。

昨年の都府楼保育所民間移譲問題のときも事前の説明不足で大変紛糾いたしました。今回の行政執行部の方々に望みますことは、今後二度と同じ轍を踏まないよう、現場の意見を聞き、現状を十分に把握された上で、行政としての考えを余裕を持って事前説明していただきたい。そして、むだな時間と労力を避け、混乱回避のためにしっかりとした手順を踏んで進めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。助役のご回答をお願いいたします。

2項目めの今後の地震対策について質問させていただきます。

玄界灘を震源とする福岡県西方沖地震が去る3月20日の日曜日午前10時53分に発生、福岡市と佐賀県南部では震度6弱、マグニチュード7.0。太宰府市は震度4でありましたが、数字以上に激しい揺れであり、だれもが身にしみて地震の怖さを体感されたことだと思います。ブロック塀の下敷きになって亡くなられた方や負傷された方々、また天神地区のビル街には444枚の割れたガラス片が散乱したり、ビルの亀裂やマンションの壊れた渡り廊下、地割れが起きたシーサイドももち海浜公園など、大きな被害に見舞われました。

また、今回最大の被害はご承知のとおり人口700人の漁業の島、玄界島で大多数の家々が損壊しました。玄界島の住民の皆様に対して、この場をおかりしまして衷心よりお見舞い申し上げます。その後も体に感じる軽度の余震は続いておりましたが、福岡県西方沖地震から1か月後の4月20日水曜日の午前6時11分に、これまた不安をあおる大きな余震が発生。同じく太宰府では震度4、マグニチュード5.8という大きな余震でしたが、福岡県では負傷者41人、倒壊、一部損壊が279棟で、前回の地震で崩れかかったものに拍車をかけるという結果となってしまいました。福岡管区气象台では、余震の回数は減少傾向にあり、終息に向かうという発表も出されているようですが、まだ不安が払拭できない方々が大多数ではないかと思えます。

昨年、10月23日の夕方に発生しました新潟中越地震では、震度6強で死者40名、負傷者4,522名、家屋の全壊2,801棟、半壊1,534棟という甚大な被害に見舞われました。安全地帯であった北部九州の方々は、新潟、中越の地震被害に同情こそすれ、正直申しまして、これまで

他人事でしかなかったものが、実際に激しい揺れを身をもって体験し、初めてその恐怖が実感できたのではないのでしょうか。

本市におきましては、先日の全員協議会の場で被害状況の説明報告をいただきました。人的被害や住宅の被害など多少ございましたが、私がここで尋ねたいことは、文教施設である各小学校及び中学校の体育館の安全についてであります。

九州、山口において、マグニチュード6程度の地震を引き起こす活断層が数百か所も存在していると言われております。いつやってくるかわからない地震に対し、早急の安全確保が必要だと思われまます。二次災害をこうむらないよう地震災害の安全対策の一環として、避難先の小学校と中学校の体育館の耐震診断と補修補強をぜひとも実施していただきたいと思いますが、行政としてどのようにお考えでしょうか。ご回答をお願いいたします。

以上、2項目につきまして、件名ごとのご答弁をお願いいたします。

再質問は自席にてさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） ここで14時15分まで休憩いたします。

休憩 午後2時00分

~~~~~

再開 午後2時15分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

総務部長（平島鉄信） 助役からの回答ということでございますけども、まず私の方から回答させていただきます。

公共施設の減免廃止につきましては、実は平成16年度の予算を組むときに非常に大きな三位一体の改革がございまして、6億円という財源不足が出てまいりました。そういうことから考えますと、これが解消する見通しはございませんでしたので、平成17年度予算編成におきましては、平成16年10月に編成方針を出したわけでございますけども、そのときにはすべての歳出の見直し、あるいは歳入の見直しをするようにということ、特に手数料、使用料については住民負担の公正があるのか、あるいは受益者負担の原則にのっとった利用料金になっているのか、経費を含めて見直しを行ってほしいということの、市長からの編成方針が出されておりました。それについて、いろいろ歳出の削減は議員の皆さんにも痛みを分けていただきましたように、かなりの絞り込みを行いましたけども、歳入の方はなかなか進まない状況でございました。しかし、それにしても予算が組めないということでございましたので、やはり総務、財政部門の方から少し受益者公平の原則からある程度の改正をしてほしいというようなお話をいたしました。それが、最終的に4月にそういうふうな指針を出しました。ですから、それから橋本議員言われますように、まずは協会の代表であります事務局を通して関係課よりも4つの視点、これはもうくどくど申しませんが、いろんな4つの視点を通して理解を十分求めるようにということで、お願いをいたしておりました。

私ども、かなり協会、文化協会、あるいは体育協会、それぞれ市のいろんな応援、持ちつ持たれつというお話がありましたが、そういうことで関係はできてるのではないかということで、団体も限られておりますので、理解は得れるだろうなあということも考えておりましたけども、結果的には皆さんに迷惑をかけるような形になりまして、十分に説明はしましたけども理解を得ることができなかったという形で今回まで来ているところでございます。

そういうことでございまして、2度も3度も同じ轍を踏むなということでございますので、私どもそういうつもりで今後説明してまいりたいと思っております。

特に、文化協会あるいは体育協会、あるいは社会教育団体の方々が先ほどの回答で申しあげましたように、支援をもうやめるのではないかというふうなことがですね、この減免についてどうも何かそういうふうに感じられてる状況もでございます。今回初めて私もいろいろな方とお話しする中でそういうことが見えてまいりました。太宰府市も、やはり文化振興あるいは体育振興、いろんな市の行政運営にはこれらの団体、社会教育団体の必要性は十分認識いたしております。

そういうことで、今後同じような補助ができるかどうかわかりませんが、補助もしていきたいし、あるいは今回会場の使用料について公益性があるものについては、会場使用料も上乘せして補助をしていきたいと、そういうふうな考え方を持っております。3月議会後、今日まで団体の代表者、代理人等々いろいろお話をし、説明をしてまいりました。まだ、完全な十分な理解というふうには至っておりませんが、施行時までにはもう一度市の考え方あるいは相手の意見も聞く場もありましようけども、十分に説明して理解をいただいきたいと、そういうふう考えております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ただいまのご答弁、わかるのはわかりましたんですが、私がやっぱり申し上げたかったことは、こういったことはじっくりとそれぞれの組織の長がいらっしゃいますので、その方々にですね、しっかりとお話をさせていただいて、その傘下の同好会、サークルの方にまた改めて説明をしていくという、必ずそういった方法、手順を踏まえての事前説明を今後ともしていただきますよう、よろしくお願いいいたします。

さて、3月予算特別委員会では、減免廃止については我々議員からの反対もありました。当初7月1日が3か月先送りの10月1日からの実施という説明もいただきました。先ほどの松永部長のご答弁にもありましたけども、もう一度再確認させていただきますが、実施は10月1日から変更ございませんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 3月議会で申し上げましたように、10月1日を施行日と考えまして十分に説明をし、理解を求めていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） では、実施までに3か月半ほどございますが、目下体育協会から陳情書

が提出されておりますし、また現在反対の署名活動が展開されていることはご存じのことと思います。体育協会をはじめ、文化協会などへの減免廃止の説明は今後どうされるおつもりなのか。その予定がございましたらお伺いしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 3月議会で実施日を10月1日というふうに、市の方針として説明をいたしておりますので、それに基づいて体育協会等十分な説明をしていきたいと考えております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 説明をしていただくというご答弁ばかりなんです、その減免措置の廃止についてですね、いつ、だれが、どのような形で説明に当たられるのか、具体的にお教えいただきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 3月議会までの経過といたしましては、体育協会の役員会に減免の廃止の方針を説明いたしました。それで、2月の体育協会の役員会後に社会教育関係団体の責任者へ電話や直接お会いをしまして減免の廃止方針を説明いたしました。その時点では、体育協会の事務局からの連絡等で、既に多くの種目団体の周知が図られておったという状況がございます。また、2月の下旬の体育協会の役員会、理事会の方には私自身出向きまして理解を求める説明をさせていただいた後、3月の役員会にも再び出まして理解を求めたという経過がございます。それで、内容等については、体育協会の役員さん等もう十分ご理解をいただいておりますので、今後も引き続き種目団体等へ社会教育課を通じ説明をしていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） もう過去の経緯は、もう過去は過去としてですね、もう結構なんです。今後どうするかということ、私はお尋ねしております、特にですね、文化協会についてはどういうふうな説明をされているのか、まだされていないのかですね。されていなければ、いつ、だれがされるのか、その辺をお答えいただきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 今、利用料金、使用料については、私が大体述べましたけども、あと利用についての公益性があるものについての補助の方法、これについてはいろんな活動団体の内容がございまして、今それを取りまとめているところでございます。これは6月いっぱいまでぐらいには、それを大体こんなふうでっていうようなことの最終的な結論出そうと思っておりますので、今度は支援する内容をきちっと固めて、そしてまた最初から減免についてはこうだ、あるいは支援方策についてはこうだというふうなことをもって、橋本議員言われるように、まずは代表の方に説明を申し上げて、それからその下の加盟団体等々に説明、理解を求めると、そういう形になるかと思っておりますので、そういう形でもう一度フィードバックをして、最初からきれいに太宰府市の方針あるいは太宰府市の置かれる状況も含めて、今後は理解を求めてい

きたいと、そういうふうを考えております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 減免廃止についてはですね、まだ各同好会とかサークルの末端の会員の方々はですね、納得してないという方が多いんじゃないかなと思っております。ですから、そういう団体、同好会などございますので、その約3か月半の間にですね、行政としてしっかりとしたお考えを明確に示していただければと思っております。

それで、午前中は武藤議員の質問の中でご回答いただきましたけれども、こういった対象者が支援をいただけるのか。一律に減免を廃止、一律にするということでございますけれども、例えばですね、ジュニアとか、それからスポーツ少年団、こういった団体に対しての減免措置は従来どおりなのか、それとも一たんいただいた上で後で支援するという形なのかですね、その辺ちょっとわかりましたらお答えいただきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 現在、大ざっぱに皆さんにお知らせしておりますが、今、取りまとめをしているところでございます。いろんな3月議会の議員の皆さん、あるいは会派のいろんな意見を取りまとめられた内容を見させていただいたり、あるいは市民の声を聞いたり、あるいは教育委員会という組織の方からもいろいろ提言をいただいております。それを取りまとめておるところでございますが、まずは青少年等についての、小学生・中学生についての料金のあり方等ともご提言いただいておりますので、今議会の終わるまでにはある程度きちとした取りまとめをして皆さんに提言しなきゃいけないんじゃないかというふうを考えておまして、最終的に市長、助役のトップの方の判断をもらってやっていきたいと思っておりますが、市民の声を大事にした結果になるように、皆さんに皆さんにお伝えできればなというふう考えております。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 先ほど、文化協会についてご質問がございましたので、私の方からお答えいたします。

文化協会の会長には2度ほどお会いしまして、減免廃止の理由等について説明をいたしております。その中で、役員会等でいつでも説明が求められれば、いつでも出向いて説明しますというお話をしております、会長としては、自分から下ろしてぜひまとめたいというような回答をいただいております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） わかりました。

いまひとつ、気がかりなのがですね、ちょっと具体的な団体名を上げますけれども、非行少年とかそういった取り締まりをなさっていただいております、本市に欠かせないですね、補導連絡協議会、この方々の公共施設利用についてはどのような扱いをされるのか、お尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） ここで具体的に、いろんな団体が社会教育団体ございますので、ここだけ申し上げるということについてはちょっと誤解を生じますので、固めつつありますというのはその辺です。議会が終わる最終日あたりぐらいには、その辺の方向性あたりをお話しできたらというふうに考えておりますので、それまでで理解をお願いしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 今のお答えは何かちゃんと裏づけが、何とか支援をしていただけるといような感じに受けとれましたんで、ひとつよろしくお願ひいたします。

やはり、文化協会の傘下団体、それから体育協会団体、何百という数があるんですね、合わせますと。これらの団体の色分けっていいですかね、その支援をする、減免なし、支援する支援しないをですね、どういうふうにされるのか知りませんが、判定されるのか知りませんが、そういったもし仮に結果が出ます。200なら200という数の団体の支援ありと支援なしが出るとします。それははっきりさせるわけでしょ、一団体一団体。させられたら、その後その判定結果をどのような形でお伝えになるのかですね。

そういうお考えだろうと思うんですが、これ大変な作業だと思うんですね。一団体一団体をやっていくっていうのは、はっきりさせるっていうのは。そういう作業はされないんですか。200なら200という数の団体がありますね、文化協会それから体協団体。この一つひとつの団体を精査されるわけですね。そこで、手当てをするっていいですか、その支援する団体と、もう全く一般扱いだという団体と分かれると思うんですが、その辺の作業をこれから進められるんでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 幾つかに区分できると思うんですね。

例えば、文化協会では春の祭典とか秋の祭典なんかしてありますよね。それについては、非常にこう皆さんの創作意欲がわく、あるいは振興させるっていうようなことでございますので、そういう大きな大会については支援をするとかですね。日ごろの自分たちの練習のための分については、これはもう一般の人たちと同じように料金いただくとかですね。そういうふうな幾つかの区分があるようでございます。特殊な分もございます。

先ほどのボランティアの青少年の補導連絡協議会というのは本当にボランティアでやっている部分もございます。そういうふうな幾つかの色分けがございまして、こういう団体についてはこういうふうにするよ、あるいは今言ったように年間1回か2回の発表会の際の会場使用料については幾らか補助するよとかですね。そういうふうな区分をしたり、幾つかのパターンがございまして、そういうことを取り決めまして、先ほど石橋部長が言いましたように、会長を通して各団体に上げていくと。ですから、あなたは幾ら、あなたは幾らですよっていうことじゃなくて、こんなふうな市のために催し物をしていけば、それは公益性があるから補助を必要に応じてやっていこうとか、そういうふうなことを示したいと思います。後は、

それに従って補助金の申請という形になるかと思しますので、そういうふうなことで示していきたいというふうに思います。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） その整理されたものを私たちの議会、議員にはいつごろまでに報告をいただけるのか、お願いいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） 報告を求められれば、施行日までにはお渡しできると思います。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 今もちょっと混乱状態にありますよね、末端の方々には。今後私たちも尋ねられたときにどういうふうな説明をしていいのかですね、何か行政としては考えていただいていますよという期待を込めて言っているのかですね、いやもう余り期待せんでよと言っているのか、非常に返答に困るわけですね。ですから、もう少しこうはっきりした形を早目に私たちにもお教えいただければと思っておりますが。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） いましばらく、議会の終わる日に方向性を私は皆さんにお伝えしたいと思っておりますので、ちょっともう少し協議内容が必要でございますので、そのときには市はこんなふうを考えているんだなあということがわかるような内容にしたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ぜひ、より具体的な報告を期待しておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

減免措置廃止の事例説明について、壇上ではですね、大変辛口発言をさせていただきましたけれど、今回減免問題では、行政の担当窓口の方も大変苦情が殺到したのではないかと予想されますし、上層部でよかれと思って決めたことが、行き届いた細かい配慮がないために現場や末端の者が迷惑し、かなり混乱します。

また、十分な事前説明がないために、代表者は軽視されたような感覚に陥ります。これが重要な政策であればあるほど市民感情をあまり、必ずや市政批判となって返ってまいります。せいては事をし損じることわざにもありますように、物事を決め断行する場合は現場の状況を的確に把握し、また現場の声を反映できるものは採用していただきたい。そして、上層部で時間をかけて練り上げたものを対象者へ事前説明するといったことを心がけていただければ、多少反対意見はあっても対立、混乱、紛糾といった激しい波風は立たないものと思います。過去にも執行部からいきなりの説明というケースがたびたびあったと伺っております。同じやり方、同じスタイルはもう辟易です。我々議員も当事者から相談を持ちかけられ、大変苦勞いたします。今後は混乱の種まきをされないよう、重ね重ねお願いしておきます。

以上、行政経験豊富な執行部の方々に、まだ年数の浅い議員が生意気なことを申しまし

たが、これまで丸2年間で感じたことを率直に発言させていただきました。まあ新人のたわ言と思って大きな気持ちで受けとめていただければ幸いです。

では、今後の地震対策についてのご答弁をお願いいたします。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 今後の地震対策について、小・中学校の地震対策、耐震診断の状況についてお答えをいたします。

議員お尋ねの災害発生時などの広域避難場所となります小・中学校の体育館の耐震診断につきましては、本市には11校の小・中学校がございますが、昭和56年に建築基準法が改正をされまして、新しい耐震基準により建築をしました昭和57年の国分小学校、昭和59年の太宰府東小学校、昭和60年の太宰府西中学校及び昭和62年の太宰府東中学校の4校は耐震基準を満たした学校となっております。その他の7小・中学校につきましては、平成13年度に水城小学校及び太宰府中学校の体育館につきまして耐震診断を実施し、診断の結果水城小学校につきましては、平成15年に営繕工事として補強工事を行っております。他の学校の体育館につきましては、耐震診断が実施できず今日に至っております。しかしながら、今回の福岡県西方沖地震などの発生を受けまして、診断が必要な太宰府小学校、太宰府南小学校、水城西小学校及び太宰府西小学校の4校、並びに学業院中学校の体育館につきましては、体育館が持ちます耐震性能について診断するため、今議会に補正予算を計上させていただいたところでございます。

今回耐震診断を実施いたしまして補強工事や補修の必要性が出てまいりました場合は、財政担当部局と早急に協議を行い、地震対策を講じたいと考えております。よろしく願いいたします。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） ありがとうございます。

耐震診断については後ほど再質問させていただきますけども、今回3月20日と4月20日の地震がございまして、各文教施設がちょっと傷んだところが出てきたと。で、復旧できた施設とこれから工事をするという施設と、ちょっとお教え願いたいと思うんですが。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 3月20日の地震による被害の中で、緊急に復旧工事を要しました水城小学校体育館の一部天井落下と、南小学校体育館天井ほか校舎のひび割れなど3小・中学校約200万円分につきましては、平成16年度の予備費を充用して災害復旧工事を完了しました。そのほか水城西小学校体育館、校舎のひび割れなど5小学校、2中学校など復旧工事約400万円分は、今回の補正予算で計上をさせていただいております。

次に、4月20日の余震による被害でございますが、復旧工事を完了したばかりの水城小学校体育館の一部天井が再び落下をいたしたのものや、太宰府中学校武道館屋根がわらの応急復旧工事など緊急を要しましたものにつきましては、今度は平成17年度の予備費約300万円に対応をいたしております。そのほか、太宰府西小学校や東中学校などにつきましては合計で546万

7,000円、今回補正をさせていただいておりますが、その中で復旧工事を行うようにいたしております。

また、国の公立学校施設災害復旧費負担金、いわゆる補助事業に該当したものは本震と余震を合わせまして5件、363万1,000円が、またそのうち平成17年度分といたしましては302万7,000円が対象事業費となっております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 先ほど確かにご答弁にありましたように、地震災害復旧工事費で補正予算に計上されております。今回の大体文教施設の工事費は1,000万円ぐらいですかね、合計しますと。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 学校関係が546万7,000円でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 済みません。福岡県では公立学校や文化財、道路、河川など1,266か所のうち約半分が応急措置がとられ、完了した復旧工事は約2割の267か所という報道がございました。それで、工事の遅れている原因の一つに、国の補助を受けて工事に係るケースが多く、今月から国の査定が本格化するそうでありまして、本市も例に漏れず補助を受けての復旧工事もあるかと思えます。

そこで質問をいたします。

これから梅雨に入るわけですけれども、文教施設の工事がすべて完了するのはいつぐらいになりますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 今回補正予算をお願いいたしておりますので、その後契約等に入っていきます。また、児童・生徒がおりますので、夏休み中の工事になる部分もあるかと思えますので、夏休みが終了するまでには完了するものと思っております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） できるだけですね、また地震が来たり、あるいは今回また7・19じゃございませんけれども、ああいった大水害、こういった危険性もありますので、ぜひ早目の対応をお願いしておきます。

ここで本題であります体育館の耐震性、これについてちょっとお尋ねしたいんですが、壁とか基礎のひび割れ、またコンクリートの強度、さらに建物のバランスなど、いかに地震のエネルギーを吸収できるかという耐震性能について調査していただけるものと思っております。体育館の耐震診断については教育費の施設整備関係費の中で、先ほどもご答弁ありましたように4小学校と1中学校、計5校、約1,000万円の補正予算が組まれておりましたが、今議会承認後、いつから耐震診断が始まり、また終了予定はいつなのか、これも今後の見通しをお聞かせ



いただければと思っております。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） これも答弁が重なりますけれども、今回6月議会で予算をご承認いただいて、それから契約事務、実際の診断ということになるかと思いますので、実際に診断に入るのは早くて7月というふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） これも早目の対応をぜひひとつよろしくお願いしておきます。

昭和56年に新耐震設計法の導入の建築基準法施行令が改正公布された。その後時代に応じた基準を柔軟に盛り込む改正がたびたび行われております。特に、平成10年の改正は、平成7年1月17日5時46分に発生しました阪神・淡路大震災を契機に厳しい規定改正がなされておりますが、本市におきましてあと残りのですね、3小学校、3中学校、これはもう以前にやったんだとおっしゃってますが、今後どうされるのかお尋ねしたいのですが。

議長（村山弘行議員） 教育長。

教育長（關 敏治） 先ほど今回の耐震性能を検査するというところで、現在のところですね、一応そのところで、それから先についてはですね、もう少し計画的にやっていかなければならないと思っております。と申しますのは、現在は体育館の話をしましたけれども、また校舎の部分でもですね、幾分残っているところもあるんですよ。だから、先ほど申しましたように急いで体育館の部分を耐震、そして後工事が必要なら工事ということで話をさせていただきますとともに、今後のことについてはもう少し内部で協議させていただきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） わかりました。

では、今回耐震診断の対象校5校になっております。診断終了後、新たに工事の発生する体育館も出てくると思うんですね。その辺をどうされるのか。安全な、そして安心できる避難先として行政ができるだけの努力をしていただきたいと思いますと思っておりますが、財政的に非常に厳しいのは本当に重々承知をしております。ただ、もし地震が来て避難した。避難したけれども、雨漏りで市民から批判を浴びると。こういったことがないように、各11か所の体育館の雨漏り点検及びその補修についてもこの際徹底していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 体育館の雨漏りにつきまして徹底してというお話でございますが、含めまして十分な調査をしてまいりたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） よろしくお願いいいたします。

7・19水害後ですね、大変立派な地域防災計画書が作成されております。その中に、地震に強いまちづくりも盛り込んであります。当然、市役所が対策本部になるかと思っております。

では、本庁舎の耐震性はどうか。また、本庁舎でライフラインが絶たれても二、三日は本庁舎の自家発電設備が維持できる仕組みになっているのかどうかお尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 庁舎本体の耐震度につきましては、今回の地震におきましても全く被害は見受けられません。震度4程度であれば十分可能であろうという考えもありますし、地下についても現在のところ特に異常はあっておりません。

（4番橋本 健議員「（聞き取れず）」と呼ぶ）

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 大変失礼しました。

第1配備体制の体制状況というご質問だったでしょうかね。

議長（村山弘行議員） もう一回。

4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） 再度質問させていただきますけども、本庁舎が当然対策本部になると思うんですね。そのときにやはり地震が起きてライフラインなんか支障が出ると。こういっただけに自家発電で2日ないし3日対応できるのかどうか。そういう設備を準備されてるのかどうかということをお尋ねしております。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 地下の方のいわゆる自家発電につきましては、今のところ対応できるという状況でございます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

4番（橋本 健議員） いろんな情報収集とか、それから救助活動なんかもやっぱりそういう体制が本当の対策本部にできると思うんですね。本家本元が何にもできないようじゃ、これももう本当にパニックになるかと思えますんで、ひとつ初動態勢に支障がないように十分な備えをしていただきたいと思います。

地域防災計画につきましては、本部役員あるいは職員の皆さんは震度幾ら以上で庁舎に参集するのか。また、情報の収集と伝達。さらに消防、警察あるいは自衛隊と連携して速やかに人命救助、それから負傷者の救出、医療体制、消火活動、避難所開設と運営、そして緊急物資の供給など災害応急体制を統括できる本部の体制づくりが地震対策としてやや不足しているところもございましたので、この機会にぜひ地域防災計画書を見直していただきまして、再度ご検討いただきますようよろしくお願いいたします。

今回、主にですね、避難先となる小学校・中学校の体育館に絞って質問をさせていただきました。2回の大きな地震、特に3月20日の地震には今までにない恐怖を味わいましたけれども、皆様方もきっと同じ思いであり、さぞ驚かれたことだと思います。地震に限らず災害の発生直後は、テレビニュースで必ずと言っていいほど体育館での避難された方々の様子が映し出されます。もし、仮に震度6以上の大きな地震が発生し時間が長く続いた場合、だれもがパニ

ックに陥るでしょう。そんなとき、少しでも正確な判断と冷静かつ機敏な行動がとれるよう、ふだんからの準備、予備知識が必要です。特に、地震直後は電話が不通となったり、あるいはつながりにくくなりますので、家族や親戚、友人、知人に対し安否を知る手段として171の災害用伝言ダイヤルの周知も必要だと思います。さらに、最近は携帯電話によるメール連絡も有効で、今新たに脚光を浴びております。

今回の福岡県西方沖地震を教訓に、耐震都市づくりと題し防災セミナーが開催されたり、一般企業においても地震に備えた防災マニュアルの作成や改定に取り組む企業も数多いという記事が掲載されておりました。その中で自治体に望むことは、通信、水道、ガスなどライフラインの強化が挙げられ、基盤整備に関心が高まっておりますので、行政として本当に地震に強いまちづくりを目指さなければなりません。

また、市民への安全、安心対策として、本市の総務課から発行されておりました避難先や防災グッズについて記載された防災避難先マップがあります。ここに、これですけれどね。こんなのが本市で作成されております。先ほど午前中の答弁では防災マニュアルなんかを作成することを検討しようというご答弁がありましたけれども、財政難の折、これをもう一回再度広報なりそれからホームページで市民の方へ周知徹底を図っていただければと思っております。

いつどこで起きるかわからない地震に対し、自治体は市民の生命、身体及び財産を災害から守る責務があるわけですから、今回の地震を教訓に万難を排し、一人でも多くの犠牲者を出さないための地震に強いまちづくりの見直しと、避難先である体育館の安全確保を実現していただくことを強く要望いたします。

1項目めの減免措置廃止の事前説明については、しっかり受けとめていただきましたでしょうか。いずれにしましても、よく考えていただきますことを期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員の一般質問は終わりました。

次に、12番小柳道枝議員の一般質問を許可します。

〔12番 小柳道枝議員 登壇〕

12番（小柳道枝議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い2項目にわたり質問させていただきます。

まず初めに、生涯学習全般について質問させていただきます。

生涯学習とは、国民一人ひとりが充実した人生を送ることを目指し、生涯にわたり自ら学習し、必要に応じ、可能な限り自己に適した手段及び手法を選び、学校や社会の中で組織的な学習として行うだけでなく、スポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動など、いつでも、どこでも、だれでも、何でもと人々の生涯にわたる学習は様々であることから、学習者の視点に立って、国は生涯学習推進体制の確立と推進の組織化を進めています。生涯学習行政が、国、都道府県、市町村を通じ確立されていく必要があるとの考えにいたり、国においては昭和63年7月1日、当時の文部省の大幅な機構改革を行い、生涯学習局が

設置され、平成2年6月生涯学習の振興のための施策の推進体制整備などに関する基準が制定されました。平成3年には生涯学習審議会が発足し、生涯学習振興のための都道府県の事業の推進体制の整備に関する基準が告示され、翌年平成4年には、今後の社会の動向に対し生涯学習の振興方針についてが答申されました。平成8年には地域における生涯学習機会の充実についての答申、平成10年には社会の変化に対応した今後の社会教育行政のあり方についての答申が行われ、平成11年には学習の成果を幅広く生かす生活体験、自然体験の充実を図るための方策及び青少年の生きる力をはぐくむ地域社会の環境の充実方策についての答申が行われております。

このような流れの中において、本市も平成9年に教育部局の中に生涯学習課が設置され、生涯学習係、スポーツ振興係が設置されたところでございます。平成14年には青少年の健全育成を図るため、青少年教育係も増設されました。青少年教育係は育成市民の会、補導連絡協議会、子ども会育成会連合会など、地域ボランティア団体等の連携により様々な事業の展開が図られてまいりました。

また、当時スポーツ振興係におきましては、総合型地域スポーツクラブの立ち上げに向かい、非常に大事な時期であったと記憶いたしております。そして、生涯学習係にはいろいろ端学習、まほろばネット、行政出前講座など気軽に受講できる行政講座がなされ、現在に至っていることはご承知のことと思います。

また、学園都市らしくキャンパスネットワーク会議を立ち上げ、市民を対象とした公開講座を開催されるなど、市民との交流が盛んに行われ、充実したかのように思われていたところでございましたが、平成15年10月に機構改革がなされたことにより、教育部局に設置されていた生涯学習課が突然と姿を消し、市長部局の地域振興課文化振興係へ移行され、市民サイドからは生涯学習のあり方が本当に見えなくなったように考えられます。

以上のようなことから、次の5点についてお尋ねいたします。

まず1点目は、本市における生涯学習振興、推進に関する基本的な方針と具体的なお考えをお伺いいたします。

2点目は生涯学習に関する現状。

3点目は社会教育と生涯学習との連携をどのようにお考えなのか。

4点目は生涯学習、社会教育の指導者等の配置や指導者の養成、育成はどのように行われているのかお伺いいたします。

5点目は、総合的な生涯学習の充実を図るため、新たな組織づくりの考えがあるのかお伺いいたします。

次に、観光地のトイレ整備と管理についてお伺いいたします。

本年10月15日に九州国立博物館が開館し、多くの観光客の来訪が見込まれております。観光地などのトイレ整備と管理は観光戦略の中でも基本的なことであり、太宰府そのもののイメージを左右するといっても過言ではないと思われれます。

そこでお尋ねいたします。

市内にあるトイレの整備、管理体制についてと、宝満山のふもとにある竈門神社内のトイレの整備、管理、また移設の考えと、障害者にも対応できるバリアフリーのトイレ整備などについてお伺いいたしたいと思います。

以上、再質問は自席にて行います。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 1点目の生涯学習推進について、ご答弁申し上げます。

平成15年10月の機構改革によりまして、生涯学習に関する業務を、市全体で生涯学習を推進していくため教育委員会部局から市長部局地域振興課文化振興係へ事務分掌を変更いたしております。移行に当たりましては業務の停滞がないように引き継ぎを行い、継続し対応しているところでございます。

次に、生涯学習に関する現状としましては、生涯学習推進基本計画に基づき推進しているところでございます。基本計画は目標年次を迎えており、現状に即した計画とするため、現在関係各課から今までの取り組みの成果等を取りまとめているところでございます。

次に、人材の発掘及び活用でございますが、まほろばネットの指導者に対する新規登録、講習、更新を行い、市民の学習要望に応じ紹介しており、現在86名の方が登録しております。また、行政出前講座につきましても申し込みが年間31件ございまして、担当課の職員を派遣しているところでございます。

次に、太宰府キャンパスネットワーク会議につきましては、大学等の情報や公開講座等を紹介する情報誌を年2回全世帯や福岡県内の関係機関に配布しており、公開講座等ではたくさんの市民の方々が参加されるなど好評を得ているところであります。また、各大学等の学生で組織します学生連絡会が昨年度充実され、学生たちの自主的な取り組みとしまして、地域住民との交流を進めていくため、今年度キャンパスフェスタ2005を来る19日日曜日に開催すべく準備を進めているところでございます。

次に、社会教育と生涯学習との連携につきましては、同じ建物の中に配置をいたしており、関係機関からの文書等については合議しながら連携を取っておりますが、事業につきましてはそれぞれの課で行っており、総合的なつながりが十分できていないという課題もございます。

次に生涯学習、社会教育の指導者等の配置や指導者の養成、育成はどのように行われているのかについてでございますが、人員の配置につきましては、業務内容等を勘案し配置いたしておりますし、指導者の養成、育成につきましては、まほろばネット事業に登録されたり、キャンパスネットでも各大学等に専門的な分野の人材が登録されております。いきいき情報センターにも人材登録されるなど、指導者は育っていると考えております。今後につきましても、現状を維持しつつ、市民一人ひとりが生涯にわたって個性的で多様な生き方が尊重される生涯学習社会の実現に向けて、各種事業や啓発を積極的に行い、市民がいつでも、どこでも、だれでも、何でも学べる社会の実現に向けて学習環境の整備を行っていきいたいと考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） ただいま地域振興部長の方からご答弁をいただきました。その中で、今その答弁をいただいたんですけど、よく余りわからないところもあるんですけども、わかったところから再質問させていただきます。

まず、キャンパスネットワーク会議、これを立ち上げられて本当に充実してるなということに、まずもってお礼を申し上げたいと思います。それと同時に、キャンパスネットワーク会議が学生連盟ですか、今年になって立ち上げられまして、6月19日にそのイベントが行われると。本当に素晴らしいことだなあと。若い力がやっぱりこの太宰府のまちを潤していく。そしてまたそれが政府まつり等々で、イベント的ではなく本当に根づかせるような、何か方策、企画のお考えはまずございますか。そのキャンパスネットワーク会議、学生たちと地域との関連性のお考えはございますか。まずそこをお聞かせください。今後の計画です。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） キャンパスネットワーク会議の学生連絡会につきましては、まず何かをやるということ今回フェスタを開催しよう。それぞれの学校が得意な分野、サークル等が出られて、市民と一緒に楽しくもうということでございます。学生連絡会は今後、今回の催しをもとにしまして、広く太宰府市に浸透していくのではないかとというふうに考えておまして、既に市役所内部におきましては、市内の大学等のボランティアの養成をする場合は、必ずこの学生連絡会を通してお願いをしていこうというような申し合わせをしておりますし、それに学生連絡会も対応していってくれるのではないかとというふうに考えています。一つ一つではございますが、学校、大学等の接点が見出していけるのではないかとというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 今前向きな答弁と、そしてまた地域に根差した学生キャンパス、そしてまたキャンパスネットワーク会議の充実に取り組みされることをまずもってお願いしておきます。

あと、別の視点から考えるときに、生涯学習の考えと振興にかかわる行政推進の役割についてということでお尋ねしたいと思いますが、授業につきましては1960年、約昭和40年代からまず学校教育体制から社会学習体系への動きがありまして、昭和45年、ユネスコの第3回成人教育促進国際委員会にて提案された後、国際的に普及されたと聞き及んでおります。その後、昭和46年家庭教育、学校教育、社会教育、3者の統合を図るために、社会教育審議委員会の方から答申が出され、その後生涯学習、教育について人々の生涯を通して自己の努力を学ぶ場に向けての答申がなされているようでございます。その中で国においては、各市町村の生涯学習推進を行っていくためには、国、都道府県、各市町村の役割、それぞれの役割を課せると思います。住民の多様な学習需要に対応できるように、生涯学習行政として学習に関する市民

の自発的意志を尊重し、学習の機会の整備、学習情報の提供、学習と相談の充実とか、本当に市民に勉強する機会の場を与えられるようなそういう体制づくりは行われておりますでしょうか。もしございましたらご答弁ください。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） キャンパスネットワーク会議の話ばかりになりますが、キャンパスネットワーク会議で費用を捻出しまして、春と秋に各大学での講座、それから催し物等のPRを行っておると。その中で十分生涯学習にも通じるものがあると考えております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 年に2回ぐらいこういうキャンパス便りっていうのが全戸に配布されてきて、私もせんだって、つい最近なんですけど、アジア文化学科の公開講座に参加させていただきました。本当にいろいろな国際都市らしい、太宰府らしい、これは筑紫女学園大学のアジア文化学科の分だったんですが、その前にはやっぱり一番身近なところの犬猫の飼い方とか、一緒に歴史を散歩しましょうということで、学園と太宰府と市民が密着していることは十分に理解いたしておりますが、私はそこをお願いしたいのが、太宰府は歴史のまち、文化のまち、そして史跡が山ほどあると思うんですよ。そういう太宰府らしい専門委員、そういう視点に立った取り組み方、情報の提供、あそこで発掘できましたよ、こちらにいらっしやいませんか、そしてまた古都太宰府保存協会、そして文化ふれあい館、その辺の情報がちょっと薄いようにあります。そして、それを市民に提供できるようなそういう組織づくり、そしてまたネットワークづくり、小さい子どもから大人までいつでもそういう太宰府らしい、太宰府の特徴を生かしたそういう生涯学習の取り組みなどのお考えはございますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 先ほども回答の中で申しましたが、生涯学習基本計画がございませう。その中で、それぞれの担当課がそれぞれの事業を興しまして、それぞれ生涯学習として講座を開いたり、講演会を開いたり、催し物を開いたりしております。その現在取りまとめをしておりますので、それを取りまとめた後に新しい10年の基本計画の中で、いろいろとまた織り込んでいきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 取りまとめていただいて、市民に身近に、本当にだれでもどこでも学べるような事業を啓発していただきたいと思います。

そこでもう一つお尋ねですが、平成15年に、先ほども読み上げましたけれども平成14年までは生涯学習係があったんですが、教育部局の方に。ところが平成15年10月1日後の太宰府市の行政機構図の中に、地域振興課へ移行されたとありますけれども、その中にあるのが地域振興課地域コミュニティ推進係、情報推進係、文化振興係とあるんですが、この中には生涯学習の文言が一つも見えないんですけども、どのように生涯学習を扱い、どのように進めてらっしゃるのか、改めて聞きたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 地域振興課の文化振興係の中に生涯学習に関することという事務分掌が入っておりまして、生涯学習を大きな一つの文化というとらえ方をして、文化振興係に位置づけたものと考えております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 文化振興係でいきいき情報センターにあるところですね。じゃあ今まで述べられましたいろいろなキャンパスネットワークの行事とか企画運営、そしてコーディネートをそこでなさってらっしゃるんですね。じゃあこの担当者はどういう方がなさってらっしゃいますか、ちょっとお尋ねいたします。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 係長以下2名、参事がトップにありまして、担当が2名で行っております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） その私の記憶をたどっていきますと、この生涯学習課があった当時ですかね、これ平成7年ですが、生涯学習推進本部という規則もつくられ、その審議委員会も立ち上げられているようです。その本部長はたしか市長が本部長を務めるように規約にはなっております。そのような中で市長部局に移行したのは、このよりよい充実を図るためではなかったのかなと私は思うんですけども、私たち市民のサイドから見ますと、どうしてもその地域振興課文化振興係の中に2名の職員が配置されるとおっしゃっておりますけれども、その中をちょっと拝見いたしましてもほとんど1名の方が担当しているようでございます。昨年までは専用の職員さんが配置され、その中で取り組まれていたとは思うんですけども、本当にその地域振興の中で太宰府の重点施策と思われるのであれば、どうして生涯学習課、担当配置する係が消えたのか、その辺を教えてください。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 教育部局から市長部局に来たときに、市長部局で広く全力を挙げてやっていこうということで、市長部局に位置づけられたものというふうに考えております。

また、生涯学習につきましては、生涯学習、文化振興係だけが事業をするものではございませんで、市の組織すべてが生涯学習に向けた取り組みをすべきというふうに基本計画にも載っております。それで、その道しるべとなったりチェックをするのが文化振興係でございますので、それぞれの担当部局で生涯学習について論議がされ、事業が進められているというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） じゃあそれぞれの課で生涯学習が個々に取り組まれてるんですね。じゃあそれを統括するところはどこですか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。



地域振興部長（石橋正直） 先ほども申しましたように、その取りまとめをするのは文化振興係でございます。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） じゃあその文化振興係の中に、やっぱりそれを指導、そしてまた何て言うんですかね、まとめていく、企画運営をなさるような資格を持った方たちもいらっしやいますか。ちなみに、社会教育主事とか基本的にはそういう方がなされていると思うんですが、今私が知る限りでは、社会教育主事を持たれた職員さんもたくさん中にはいると思いますが、社会教育主事をとられるには、やっぱりそれだけの専門の大学、短大、そして行政においては国が行います講習、30日から50日ぐらい通えばそういう有資格が得られて、そして生涯学習の充実、子どもたち社会教育の充実に取り組んでいかれると思うんですが、太宰府の中には大体そういう資格を持った方の配置、そしてその中で本当に市民と密着してる職員さんっていらっしやいますでしょうか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 地域振興課の文化振興係にはそういう資格を持った職員はございません。ただ、現在の太宰府市の職員の配置状況からしまして、欲を言って人間を増やしてもらえない状況もございまして、これは全市的な組織でございまして、今配置された職員で120%、150%の力を発揮して頑張っていくしかないというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 少ない職員でそれを十二分に、そしてまた頑張っていくというご答弁でございますけれども、私はこの生涯学習というのは人づくり、まちづくりにつながっていく重要なポジションではないかと考えております。いつでも、だれでも、どこでも、そして専門分野の知識を持ちながら一緒に学んでいく時代が来ると思います。そして、この太宰府においては、本当に歴史、文化、いろいろな宝物が山ほどあるんじゃないでしょうか。それを利用し、そしてそれを活用し、観光資源としてつなげていくような生涯学習の道しるべをつくっていくべきではないかと思いますが、その辺どんなものでしょうかね。お答えできますでしょうか。まちづくりと地域コミュニティの関係を教えてください。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 地域振興部の中にはまちづくり企画課がございまして、まちづくりを担当してます。都市計画も担当してます。それから、地域振興課の中には情報推進と地域コミュニティの係がございまして、まして、生涯学習については文化振興係で、これも地域振興部でございまして、地域振興部を挙げて取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 地域振興部を挙げてまちづくり、そして生涯学習の充実に取り組むというご答弁でございますので、大いに今後期待するところでございますが、やっぱり太宰府の3大プロジェクトでもあります地域コミュニティ推進を行っていくためにも、どうしてもこの

生涯学習、そして地域の方々のお力、そしてこれから高齢化社会を迎えると思います。ここに  
いる皆さん、私も含めたところでございますけれども、やっぱり昭和20年生まれ、もう後何年か  
しますとほとんどリタイアなさるでしょう。そういう方たちが本当に自分が住んでいてよかつ  
たね、自分の知恵が出せるね、専門色が出せるね、それが生涯学習の場ではないかなと私は考  
えております。

そこで市長、最後でございますが、私は市長に答弁を求めたのでございますけれども、どう  
ぞ未来に向かって、そして子どもたち、そしてこれからの生涯学習のあり方、太宰府の展望を  
一言お聞かせいただきまして、この質問は終わりたいと思います。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 生涯学習の推進の問題でございますが、ご承知のように国におきましても高  
齢化社会、あるいは生きがい対策等々を含めて生涯学習の推進につきまして大きな柱としたと  
ころでございます。ご承知のように、生涯学習局の設置等があったわけでございます。それを  
受けまして、各地方公共団体におきましてもまちづくりの大きな柱といたしております。市民  
一人ひとりが今申されましたように将来の生きがい対策、あるいは生涯いつでも、どこでも、  
だれでも、何でも学べる、そういう地域づくりが必要かと思っております。太宰府市におきま  
しても、それぞれのセクションにおきます講座等とあるいは生涯学習、生涯スポーツ等々の市  
民の皆さんの組織もたくさんございますが、何よりも太宰府まちづくりの大きな柱として、歴  
史と文化、そしてまた自然を生かした大きなまちづくりの柱には生涯学習が欠かせないものだ  
と思っております。また、市民の皆さん方がそれぞれのお立場でいわゆる生きがい対策と申し  
ますか、元気で文化に満ちた明るい生活を送られるような雰囲気、そしてまた環境づくりには  
一生懸命頑張ったいと思っております。

議長（村山弘行議員） ここで15時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 3 時24分

~~~~~

再開 午後 3 時40分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を行います。

地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 2点目のご質問に回答いたします。

観光戦略として、これまで市の実施計画で太宰府インターから天満宮までの間に整備してき
ております。また市内の公園にも水洗トイレを設置し、散策の方々にご利用いただいております。

この中で、大宰府政庁及び観世音寺前はバリアフリートイレを設置しており、太宰府館につ
きましてはオストメイト用トイレを設置いたしております。管理につきましては、それぞれ設
置場所の所管課が定期清掃を業務委託して維持しております。

ご質問いただきましたように竈門神社駐車場横にも設置しておりますが、現地の条件からく

み取り式で、また30年ほど経過し老朽化しております。清掃管理を委託している地元の方からは、近年の宝満山登山者の増加だけでなく、一部公衆マナーが欠けた使い方の人もあって、清掃に苦慮していると聞いております。できればバリアフリーの水洗トイレを設置するのが望ましいと考えておりますが、設置場所や給排水の問題等もあり、現在に至っております。

今後の観光地のトイレ整備として、いろいろな種類や機能のトイレを含めて、地元や竈門神社と改めて協議を行いたいと考えております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） このトイレの問題につきましてはですね、3月議会においても不老議員さんの方から増設、そしてまた観光客に対しての利便性を図ったトイレの件の質問が同じようになされておりますが、私の場合はちょっと史跡地にあるトイレとか、その管理体制をちょっとお尋ねしてみたいと思います。

今ここに太宰府の地図が、これはいきいき情報トレインという本がありまして、この中に太宰府市内のトイレが約十幾つですかね、史跡地にもあり、そして今答弁にありましたようにバリアフリーのトイレ、そしてとても美しい太宰府館の余り、目にも美しいようなトイレもございます。建物の中にあるトイレは維持管理がきれいにされていると思いますけれども、史跡地にある、点在しているトイレの管理は、先ほどのご答弁でいきますと所管が何か管理を依頼してるということですが、これは例えば文化財課であったり、学校教育課であったり、建設課であったりするのでしょうか。その場所によって質問を変えたいと思いますけど。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 文化財、史跡地内のトイレについてはそこを管理する担当課、それから公園に設置しておりますのは公園を管理する担当課がそれぞれ管理は行っております。

議長（村山弘行議員） 教育部長。

教育部長（松永栄人） 史跡地のトイレにつきましては、教育部の方で所管をいたしております。くみ取り便所が2か所と水洗便所が5か所ございます。

清掃につきましては週3回のもので週4回のものでございまして、社団法人太宰府市シルバー人材センターの方に清掃の委託をお願いいたしております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 一番手近にありますのが観世音寺、政庁跡のトイレなんですが、この前観世音寺のトイレ行きましたら、本当地元の方もこれ以外にボランティアでなさっているようなところもございます。本当に心温まるというか、観光客を市民がきれいなトイレで迎えようという考えが見られてるようで、とても感動いたしました。そのような中で、これから太宰府は本当に先ほどから申し上げてるように10月15日に国立博物館が開館いたします。そのような中でトイレはやっぱり太宰府の顔だと思うんですね。私もいろいろここからのお客様や

らまた県外からのお客様がお見えになったときに、まず太宰府を紹介しようと思えば、私のコースで行きますとまず四王寺の頂上に行きます。それから北谷を通ってそして、内山の竈門神社の方に入り、それから参道、そして太宰府市内を見てもらうと。そういたしますと、そこで一番困るのが竈門神社のふもとでトイレはありますかと聞かれたときに、こちらとしては、案内する側といたしましてはちょっと次まで待たれんですかというふうには言わざるを得ないような状況があります。せんだって竈門神社のトイレをちょっと拝見しに行かせていただきました。そしたら、これがまだおてんとうさまも明るいいし、そしてとても空気の乾燥してるときでございましたけれども、車をとめて車からおりた途端にやっぱりにおうんですね。そして中を拝見させていただきましたけれども、八工はぶんぶん、そして電気はちかちか、そして掃除道具は確かにありました。それを見ましても、やっぱりあれでは掃除をなさる方も嫌だなあと本当に感じました。くみ取り式になってるようでございまして、そこでやっぱり考えたのは、竈門神社のあの辺は水洗トイレにはならないもんだらうか。これからの太宰府のイメージをよくするためには、どうしてもトイレの整備っていうのは必要不可欠だと思います。皆さん方、おうちにお客さんをお迎えするときに、まず料理のことは考えますけれども、家の掃除、玄関の掃除、トイレの掃除、そういうことから始まってお客様をお迎えするんだと思うんですよ。太宰府の観光地、そして国博をメインとする太宰府であれば、こういうところにお金をかけ、そして聞くところによりますと竈門神社は何か借地だということを知っておりますので、その辺を考えて、移設などのお考えはございませんか。

議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

地域振興部長（石橋正直） 公共下水道が来れば早急につくりかえることは可能であると。宝満川水系の公共下水道に内山地区は入っておりますので、その幹線が伸びてくれば早急にはできるのではないかとこのように考えております。ただ、それまで待つと10年15年という時間を要しますので、合併浄化槽を設置して水洗トイレということになるかと思っております。十分その辺検討して、できるだけ早い時期に新しいトイレを設置したいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

12番（小柳道枝議員） 初めてなんか今日とても前向きな答弁をいただいたように私は安心いたしました。これは間違いなく近い将来にバリアフリーも含めたところでその竈門神社さんとの話し合いの上に、お互いに早目に早目に、できれば明日というわけにはいきませんので、年内じゅうにでも取り組みをいただけたらと思います。

そこで、宝満山登山のお客様に対しても、外国から見えるお客様に対しても、本当太宰府よかったね、よかところがいっぱいあるねっていうふうにとらえていただけるようお願いいたします。今日の一般質問は終わりたいと思います。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員の一般質問は終わりました。

次に、11番山路一恵議員の一般質問を許可します。

〔11番 山路一恵議員 登壇〕

11番（山路一恵議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い2点質問をいたします。

まず1項目めは、地域福祉計画についてです。

本年3月に太宰府市地域福祉計画が策定されました。地域福祉計画策定委員会による地域福祉計画の審議、策定と並行して、議会でも中学校給食・少子高齢化問題特別委員会の中で今後の推進に向けての調査研究を進めてまいりましたが、先進地視察などを行う中で痛切に感じたことは、地域コミュニティを確立することの難しさです。本市でも行政主体であった福祉の分野を住民参加型の、地域住民すべてで支える社会福祉にしていこうという方向性は早くから示されていたものの、これまで目に見えて進んでこなかった要因はそこにあるのではないのでしょうか。

地域福祉計画では自治会を小単位と位置づけ、地域福祉の推進を図ることが示されています。そして、実施計画では基本として地域コミュニティ推進プロジェクトとの連携を図ることが上げられていますが、ここで改めて市の地域コミュニティの基本的な考えについてお聞きし、推進プロジェクトとの連携についても現時点での考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。

地域組織の仕組みづくりがうまくいかなければ、地域福祉計画は絵にかいたもちになってしまいます。そういう意味からも、まずは地域コミュニティの確立が最重要課題だろうと思えます。それで、自治区を福祉区と見立てて、自治会長を中心とした新たな助け合いの仕組みづくりを行うことについては基本的にはいいと思えますが、区によって活動にばらつきがあるのが現状です。様々な問題点があるでしょう。これから自治区への説明会などを実施されると思えますが、そうした周知期間など、今後の進め方についてのお考えをお尋ねいたします。

2点目に防災についてお尋ねします。

本年3月20日に発生した震度6強の地震は、九州では大きな地震はないと思っていた私たちに大きな衝撃を与えました。被害に遭われた皆様には心よりお見舞い申し上げます。今では余震もほとんどおさまり、日がたつに連れ地震の恐怖も薄れつつありますが、自然災害はまたいつ発生するかわかりません。地震に加え、これから梅雨の時期を迎えるに当たり、心配なのは土砂災害です。3月、4月の大きな揺れで地盤が緩み、土砂災害が起きやすくなってはいないか。7・19の水害で被害が大きかった地域の住民は不安を抱えています。この地震を機に防災対策を見直し、一層の強化と市民への防災意識の啓発を行う必要があるのではないのでしょうか。まず3月20日の西方沖地震以降、本市の防災計画を補強した部分があるのか。自主防災組織計画の進捗状況もあわせて回答をお願いいたします。それと地震が発生したことで、避難所の安全性についても確認しておきたいと思えますが、避難所となっている公共施設の耐震診断は行われたのか、まだであれば行う考えがあるのかをお尋ねをします。

次に、被災者支援として貸し付け制度の充実についてです。

今回の地震で建物の一部損壊、例えば屋根がわらの破損、壁の亀裂などが多く発生しました。社会福祉協議会での貸し付け、また市と県が利子を助成している災害援護資金貸付金など制度はあるものの、所得制限などの要件があり利用できないとの声が聞かれております。所得があっても生活状況に応じた対応ができないのかどうか、お伺いをいたします。

再質問については自席よりさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 市長に対する質問でございますが、まず私の方からご回答申し上げたいと思います。

地域福祉計画について、地域との協働をどう進めていくかについてご回答申し上げます。

地域福祉計画は、地域において活動される人的資源を要しますことから、まず直近の区長協議会にて計画の内容等説明を行いました。また、地域で活動されておられます中心的な民生委員、児童委員さんにも計画の趣旨、目的等をご理解いただき、今後の活動に生かしていただきたいと考えております。

福祉事業につきましては幅が広く、事業内容も多岐にわたっておりますことから、現段階では全庁的に福祉関連事業の把握と調整及び事業の一元化を図りながら、社会福祉協議会で進めております地域福祉活動計画の進捗にあわせた計画づくりを実施してまいりたいと考えております。

また、地域コミュニティの推進につきましては、小学校区ごとの分権を推進することによって実現できるものでございます。地域福祉計画につきましても同様のことでございます。このことは、地域の活性化を目指すものであり、地域福祉計画の目標とも共通をいたしておるところでございます。

今後におきましても、地域コミュニティ推進プロジェクトとの連携はもちろんでございますが、社会福祉協議会とも連携、協力しながら、お互いの役割を分担し、総合的に取り組む必要があると考えております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 今回答いただきましたが、地域コミュニティにしても地域福祉計画にしても、どちらも行政区が推進のポイントとなっているようです。それで、先ほども申し上げましたように、やはりここがきちっと組織されないことには、この福祉計画の推進は成り立たないといっても過言ではないと思います。

それで、区長さんをはじめ、各関係者への説明を民生委員さん、児童委員さんなどに説明をしていくということですが、その説明された後の進め方、今は活動に生かしていただきたいと考えていると、そういうご答弁でしたが、その後の進め方については具体的な案ってというのは今のところ何かございますでしょうか。ただ説明をただけで推進体制をつくってくださって言うてもですね、それぞれ区の違いや特徴があって、やっぱり問題点も抱えておられるでし

ようし、ばらつきが出てくると思うんですね。そのことは地域コミュニティ推進プロジェクトの方で問題点などが明らかにされているでしょうけれども、地域福祉という性格上、やはり地域によってばらつきが出てくることは余り好ましいことではないというふうに思います。行政区における推進体制のシステム化について、組織づくりのノウハウをアドバイスできるような、各行政区をコーディネートするような人材がやはり必要ではないかというふうに考えますが、そうした体制についてのお考えが何かあればお聞かせいただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） まず区長さん方、それから民生委員、児童委員さんへの説明と今後の動きというところのご質問だと思います。

昨日区長協議会がございましたので、その中で地域福祉計画もそうなんですが、地域福祉計画そのものはいろんな福祉の計画書がございますが、そういうものを包括したような計画となっておりますので、次世代育成の支援計画も含めまして、昨日区長協議会の方に説明をしまして、いろんな質問が出たんですが、当然地域コミュニティで進めておりますので、それとの関係のところが一番区長さん方も関心があるところだろうというふうに思っております。それで、6月20日には区長会がございますので、その中でも全員の方に説明をしていきたいというふうに思っております。

それから、民生委員、児童委員さんにつきましては、毎月定例的に会議を行っておりますので、その中で1回だけではなくて数を重ねる機会がございますので、その中で説明それから質問、回を重ねる中で福祉課の担当の方で会議の方には出席をしておりますので、細かく説明をしていきたいと思ひますし、今後の計画の中では実施計画というところを今後つくっていかねばならないというふうに思っておりますが、まずは具体的な事業の洗い出し作業を6月、今月でございますが、今月からかかろうというふうにも思っておりますし、素案づくりを7月から入っていききたいというふうにも思っております。それで、計画づくりの中では具体的なことが上がっていくわけでございますが、地域福祉計画そのものにつきましても計画づくりの中に、民生委員さんの方にも入っていただいておりますので、いろんな意見をいただいたものもこの計画の中に含まれているというところがございます。

それで、説明をしていく中でいろんな問題点も出していただくことだろうというふうにも思ひますし、実際の地域での活動をしてある方々でございますので、いろんな提言もしていただけるだろうというふうにも思っております。

それから、システムとかアドバイスですね、ばらつきがあつてはということがございますが、今地域コミュニティ推進のための、校区ごとになると思うんですが、その説明に地域振興部の方で行っておりますので、一定整理がつくという時期が当然近々来るだろうというふうにも思っておりますので、そういうものとそれから社会福祉協議会でも先ほどご答弁させていただきましたが、活動計画でそれぞれの校区ごとに地区を回られておりますので、いろんな意見も聞いてきてるというところがございますので、そういうものを生かしながら実施計画とそれ

から地域コミュニティに合わせた組織づくりというんですかね、そういうものも今後精力的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） これは一つの提案としてお聞きいただきたいんですけども、各行政区をコーディネートするような人材っていうのは、やはり社協の方でそういう人をつくって、育てていただいて、この福祉区の立ち上げについてはやっていっていただきたいというふうにこれは要望しておきます。

次に、第2章の方で地方自治の目標は可能な限り地域に住む住民が自らの発意と責任において、制約を受けることなく地域経営を行うことができる状態を実現することというふうにありますけれども、1つの行政区を1つのまちに見立てた仕組みづくりがこの地域福祉計画を通してできればと期待をしているところですが、大体どこの地域でも苦勞をしていることの一つに人材不足ということが挙げられると思います。自治会役員もなり手がなくなるとか後継者の育成ができていない、区の行事にも参加する人が減っているなど、結局負担が一部に集中するために活動が広がらない一つの問題になっているのではないかと考えられます。

そこでもし面白い取り組みを1つ紹介したいんですが、東京の武蔵野市で取り組まれております団塊力活力計画、団塊プロジェクト。これはリタイアした団塊世代を地域にカムバックさせて、これまで培ってきたキャリアを生かして地域社会の福祉と文化向上に貢献をしていきたいと思いますという内容ですね、団塊の世代の人たちが計画を策定して進めているプロジェクトなんです。この計画書を見ますと、大変ユニークで斬新な内容なんですけど、こうした人材発掘の例などをやはり全国各地見ますというんな取り組みがなされています。そういう例を調査研究して、それを区に提案をしていく、そういうことも必要ではないかというふうに思いますが、ご意見をお聞かせいただきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 今提案いただきましたことにつきましては感謝いたしたいと思っております。

それで、実際地域コミュニティもそうなんですけど、大きくは小学校区単位というところが一つございますが、まずは行政区につきましては隣組というところがもう少し細かく言えばありますので、実際は区長さん方に説明をした中でももう少し細かいところ、隣組あたりまできちっと理解を求めていくことが必要だろうというふうにも思いますし、その辺を細かくやっていきたいと思っております。

それで、社会福祉協議会での活動計画での住民懇談会の中で、住民の手でできることというところで隣組、それから行政区単位でできることとか、それから小学校区全体でできることとか、行政とも協力してできることとか、そういうようなことをいろんな意見が出たものをまとめてあるところがございますので、そういうものも十分社協と連携をしながら、当然まちづくりということですから、先ほども質問が出ておりますようにそのための人材というところで、

人材としては法人の社会福祉協議会あたりが具体的に活動していただくところですので、そういうものも含めて今後も協議をしていきたいというふうに思っております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） その行政区が福社区として成り立っていくかどうかは、やはりその行政区の中で人材育成っていうかですね、そういう動いてくれる人を見つけることがやっぱりその計画が発展していく一つのかなめになるんじゃないかというふうに思いますんで、その点含めて調査研究してみてください。

それとですね、行政区が地域福祉をこれから推進していくに当たって、新たな事業や活動を起こしたいといったときに、必要な経費等につきましては補助をするというようなお考えがあるのかどうか。例えば地域コミュニティの方では、地域コミュニティ推進事業支援補助金というのがありますが、同様に地域福祉推進事業支援補助金制度というものを設けるお考えはあるのかどうかをお聞きしておきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 地域福祉計画を具体化していく中で、福祉事業としてあらゆる事業がございますので、そういうものをまず地域でできることは地域で取り組んでいただくというところがまずあるかと思えます。

それで、地域コミュニティの推進につきましては、市の方から補助金を出すというところで考えておりますが、地域福祉のまちづくりですかね、その分については今のところ補助金までは考えておりません。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） はい、わかりました。

具体的な実施計画についてはこれからということですので、今回は主に要望といいますが、意見を述べさせていただきだけで終わりますが、最後に1つお願いしたいのは、ただ行政区に投げかけるだけではなく、物心両面にわたる支援もあわせて今後検討されますようお願いをいたしまして、この質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） それでは、防災につきまして3点のご質問をいただきましたので、順を追ってご回答申し上げます。

まず1点目についてでございますけども、3月20日の地震以降、本市の防災計画の見直しについてというのでお尋ねでございますけども、2年前、平成15年7月19日の豪雨災害を教訓にいたしまして、初動態勢確立の時期あるいは災害対策本部におきます各班の分掌事務を詳細にいたしました。一定の見直しを行っておりまして、今回の地震対応につきましてもそれを実践したというような状況でございます。

しかしながら、予告なしに発生いたします今回の地震を教訓にいたしまして、風水害との違いを整理しながら、さらに時系列的にその対応策を明確にする必要があるというふうに認識

をいたしております。

次に、2点目の防災組織の設置状況、進捗状況についてでございますけども、現在市内では5つ、5地区の行政区において既に結成がされております。さらに6月下旬には観世音寺区においてもこの防災組織づくりに向けた災害図上訓練を実施される予定でございます。さらに通古賀区、吉松区においても水面下においてその準備がなされておるといふ報告は聞いております。

次に、3点目の避難所の耐震診断についてでございますけども、先ほどご答弁いたしましたのが、今回の補正予算におきまして、特に広域的な避難所となります学校につきましては、昭和56年以前に建設をしております小学校4校、中学校1校の体育館について実施するという計画を持っております。

以上です。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 続きまして、被害者救済支援策の考えについてご回答申し上げます。

地震による被災者支援事業につきましては、ご承知のようにそれぞれ被災者の方々や被災者構成員になられる方、そういう方の所得要件が付されているところでございます。

対象といたしましては、災害において発生した住宅の応急修理や建てかえなどを余儀なくされる方で、かつその支払いに困難性がある方となっております。基本的には、特約保険などで損害額の補てんを受けたり、あるいは自己資金で改修すべきものとされておりますが、このように被災者救援支援事業は、改修される方に対して一定の補助を行うものでございまして、その基準として被害の規模や所得要件を付しておりますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） それでは、3月20日の地震以降から今日までの間に水災害危険箇所などの点検はなされたのかどうか、この間の動きについてお尋ねします。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 危険箇所の点検につきましては、去る5月30日の日に市の防災会議を開催いたしました。それでこの防災会議のメンバーは、もう既にご承知だろうと思っておりますけども、市職員のみならず国土交通省の関係課長あるいは消防署、県の防災担当職員、様々なそれから民間のNTT、九電とかというふうなライフライン関係の方もおいでいただいて、市内全域27か所の危険箇所を点検してまいりました。

以上です。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 先ほどから何度も言っているように、梅雨を迎えるに当たって土砂崩

れなどの水害に対する危険性というのは、新聞などでも専門家が指摘をしていますし、やはり前回の豪雨災害で被害を受けた方々というのは大きな不安を持っています。ですから、危険箇所指定されているところについては、これからも定期的に点検を行っていただきたいし、住民側にもその危険性があることを周知してもらいたいと思います。

例えば、筑紫野市のホームページを見ますと、平成16年度の重要水防地域として、危険箇所、行政区、予測される危険、それと1次避難所、2次避難所が一覧表にして掲載してありました。こうした一覧表を地区公民館、あるいは市民が多く集まる公共施設などの掲示板などに張り出して、市民が防災に備えるそういう意識づけというのを積極的に行ってください。

それで、防災知識の普及の状況というのが計画の中にもあるんですが、情報源の一つである市のホームページを見ますと、防災情報が少な過ぎる上に、市民がすぐに知りたい情報というのが載せられていないように、私がよく見てないのかもしれませんが、被災支援の内容とか危険箇所の情報など載せておられますでしょうか。そういうところで、やはり市民の立場に立って考えているかどうかがわかるといったら言い過ぎかもしれませんが、やはり市民が知りたい情報を積極的にここも載せていただきたいというふうに思います。

それと災害対策用の資機材の整備、これについては、公民館や学校などの避難所に整備がされているのかどうか、この点についてちょっと確認をしておきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） こういう機材については、現在のところ小学校、あるいは地域には正式にはきちっとした整備はいたしておりません。ただ、土のう関係とかそういうものについては、一昨年の事例を踏まえて各区長の方に保管をさせていただいております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） やはりそういった土のうに限らず、災害用の資材、機材などについてもやっぱり防災対策が進んでいる自治体では、そういう避難所には設置されているようですし整備されているみたいなので、その点も今後の検討としてとらえていただきたいと思います。

それと、先ほどホームページのことを言いましたけれども、浜松市の「防災ホッとぼくす」というのがあるんですけど、これがかなり詳細になっておりまして、特に災害弱者と言われる介護支援が必要な高齢者、肢体不自由のある人や視覚障害、聴覚障害、音声言語機能障害、知的障害者とその援助者、精神障害とその援助者、日本語が不自由な外国人、妊産婦や乳幼児のいる親や家族、こういった個別の対応をどうすればいいのか、こういうのがですね、個別にきちっと載せられております。また、町名ごとに被害想定と避難場所が地図で見てわかるなどですね、すべてを網羅しているといった感じですので、ぜひ浜松市のホームページは参考にさせていただければというふうに思います。

それで、自主防災組織の確立についてなんですが、まだまだ各行政区温度差があるようで、先ほども吉松ともう一か所どこかちょっと聞き漏らしましたけど、水面下で動いているようだというんですけど、そういうのは水面下でということはよく把握されてないということなん

ですかね。やっぱ、そういうのはちゃんと推進していくべきではないかというふうに思いますが、やはり先ほども答弁がありました災害図上訓練、これはね、私も国分区の方で参加したことがあるんですけど、危険箇所を把握するにはやはり大変参考になりました。大丈夫だと思っていたところが実は危険だったということがこの図上訓練でわかりましてですね、それだけに今年の梅雨入りには本当に恐怖を感じているところなんですけど、できるだけ早い時期にこの危険箇所を抱える行政区で、この防災図上訓練、ぜひ実施をしていただきたいというふうに思いますが、その自主防災組織の市としてはどうなんですか。行政の自主性に任せるのか、それともある程度行政側が早くつくって下さいよというふうに呼びかけるのか、その辺をちょっと考え方を伺いしておきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） この自主防災組織を含めたいわゆる図上訓練、これも先ほど議員さん言われましたように、私たちも実際3つ、4つの地区で体験をいたしました。非常に参考になります。今回先ほど申し上げました今のところ5つの行政区で既に立ち上げ、あるいは3つで動きがあるという分につきましては、機会あるごとに区長会等に私どもの方からお願いをしております。4月の区長会のときも、新しい区長さんがいらっしゃいましたので、全体44人の区長さんに対して防災の手引きというマニュアルを差し上げて、できるだけ早目にこういう自主防災組織を設置してほしいというお願いもいたしました。

そして今月、6月ですけども、20日の日にもまた第2回目の区長会議がございますので、さらに次も既に入っております。こういうものを含めて、風水害も含めた中でこの自主防災組織の立ち上げを再度お願いをしていくという気持ちでおります。積極的にこういうふうな訓練、あるいは組織の立ち上げについては指導していきたいという思いでございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） はい、よろしく申し上げます。

それと、次に避難所の公共施設の耐震診断について再質問ですが、公民館などの耐震診断、これについては市で行うか、それとも行政区に任せるのか、耐震診断に係る費用の補助の考えについて、例えば地区公民館施設整備条例というのがございますが、その補助の種類の中に耐震診断に係る費用という項目を設けられないかどうかお尋ねをいたします。

それからですね、今後の備えとして耐震診断、耐震改修を進めることは、古きよき太宰府の町並みを守り、後世に残すためにも早期に対策を考えなければならない課題だと考えます。平成7年に起こりました阪神・淡路大震災では、死者およそ6,400人の約8割以上が建物の倒壊による圧死だったと言われてますし、また火災の消火活動が倒壊した建物やブロック塀などで道路がふさがれていたために、消火活動が遅れたということも問題点として上げられております。こうした教訓を踏まえて、一般市民に対しての耐震改修、耐震診断を補助する制度の創設もお考えをいただきたい。

それから、被災者支援については先ほどできないという回答でしたが、所得制限ぎりぎり

貸し付けが受けられない場合でも、個々の事情に応じて貸し付け要件の緩和を行う考え方は全くありませんか。再度、それはまたお尋ねします。

それで、今回議案で出ておりましたけれども、市町村災害共済基金というのがございます。この基金を財源に、市独自の被災者支援というものができないものなんでしょうか。その点、ちょっとお答えいただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） それぞれ一時避難所に指定をいたしております地区の公民館の改修問題でございますけども、耐震構造の改修関係ですけども、全体で19区の公民館がいわゆる昭和56年以前に建設された、老朽化した建物だということは報告いたしました。しかし、現在の状況からして、この19区の公民館を一気に耐震構造に改修するのかということになりますと、様々な問題がございます。当然、この必要性はわかっておるわけですけども、今後できるだけ早い時期にそういう地元の関係、区長さんあたりと協議をしながら、市がどの程度そういう災害に対して援助するのかわからないのかを含めながら、協議を続けたいというふうに思います。ただ、今の市の方の地区公民館の設置条例を見ますと、最高500万円で5分の4というふうな基準もございます。それはもう調整しながら、今後の一つの大きな課題として検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 貸し付け制度の所得制限のぎりぎりの方についての緩和ということでございますが、災害、地震につきましては、災害救助法という大きな災害の場合は、いろんな制度としてございますが、その災害が発生した時点で国それから県で支援制度ができてくるわけでございますので、その中には必ず所得制限ということが付されてきます。

それで、当市としましては、国それから県、そういう制度ができましたものにつきまして活用していきたいというふうに思っておりますので、先ほどご回答させていただきましたとおりでございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） ちょっと回答が1つ抜けているんですけど、一般市民に対しての耐震改修、耐震診断の補助制度を設ける考えについて、お答えいただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 今のところ本市では一般市民に対するそういう補助というのは考えておりません。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 先ほども言いました基金というのがありますけれども、それはどういったところで取り崩しが可能なのかどうか、ちょっとその内容について教えてください。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） 基本的には、復旧事業を対象とした共済基金などでございますけども、これも2年前の災害復旧工事にかなり支出をして、ほとんどもう残がないというふうな状況でございます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） その基金が今後の防災対策などに利用できるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 総務部次長。

総務部次長（松田幸夫） この取り崩し等の条件につきましては、災害の応急事業費の支出を要するときとか、あるいは災害復旧事業費の支出というふうな、ある程度限定された内容になっているようでございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 要は財源がないとなかなかそういった支援はしていただけませんから、今後も難しいんだろうなあという思いはありますけれども、ただ自然災害というのはいつ起こるかわかりませんしですね、被災して本当に困ったときに頼れる先っていうのは行政しかないと思うんです。それだけに、その被災者の立場に立った支援策を行ってほしいと切実に思っているんですが、被災者支援対策について、最後に市長のお考えをちょっと伺って終わりにしたいと思います。

議長（村山弘行議員） 市長。

市長（佐藤善郎） 市民の防災対策でございますが、ただいま申されましたように、地震対策につきましては、九州はもちろん本市におきましても風水害対策を重点的な計画として定めてきたわけでございます。今回の地震を教訓といたしまして、新しい防災対策、地域防災計画の見直しを行っておるところでございます。なお、その地震対策につきましては、新しいいわゆる各家庭の対策、あるいは家庭の防災への準備等々、風水害と違った新しい取り組みが必要だろーうと思います。市民の皆さんのそこの啓発、また協力とともに、地域防災計画につきましても地域の皆さんの積極的なご協力をお願いしたいと思います。

なお、融資制度等の問題につきましては、これは国、県の制度等も含めまして、これは日本国全体の取り組みの問題だと思っております。いろいろな形で研究をさせていただきたいと思っております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員の一般質問は終わりました。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は、明日6月15日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会いたします。

散会 午後4時27分

~~~~~